

# 会報

第 128 号

◇エッセイ  
国大協と私 久佐山形大学長

◇学長の国際交流  
ポーランド国大学学長団の来日 第 5 常置委員会委員長 太田正光

■諸会議事要録

理事会

第 1 常置委員会

第 2 常置委員会

第 3 常置委員会

第 4 常置委員会

第 5 常置委員会

医学教育に関する特別委員会

大学院問題特別委員会

学術情報特別委員会

教員養成制度特別委員会

入試改善特別委員会

【予算・決算】

平成元年度国立大学協会歳入歳出決算

平成 2 年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

【資 料】

平成 2 年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等について  
会議出席旅費基準の一部改正について

## 国立大学協会

平成 2 年 6 月

# 会報

平成2年6月 第128号

第40卷第2号通巻第128号

平成2年6月号

国立大学協会

- エッセイ  
 国大協と私 山形大学長 久佐 守……………5
- 学長の国際交流  
 ポーランド国大学学長団の来日 第 5 常置委員会委員長 太田 正光 11

## 【事業報告】

### 諸会議議事要録 (平成 2 年 1 月～ 4 月)

理事會 (3.16) ……………	25
会務報告	
協議	
会議出席旅費基準の一部改正 (案) について	
平成 2 年度国立大学協会歳入歳出予算 (案) について	
特別委員会委員の選任について	
各委員会委員長報告と協議	
大学入試センターからの報告	
大学審議会大学教育部会の「審議の概要」について	
大学の教育研究条件の改善方策について	
平成 3 年度第 2 次試験実施日程グループ表の発表について	
第 1 常置委員会 (2.21) ……………	32
“陽の当たらない” 研究分野に関する問題の今後の検討について	
「大学基準協会のあり方に関する第二次中間まとめ」について	
大学審議会大学教育部会における「審議の概要」について	
第 1 常置委員会 (4.18) ……………	34
大学審議会大学教育部会における「審議の概要」について	
第 2 常置委員会 (2.19) ……………	36
平成 3 年度第 2 次試験実施に係る協議事項について	
「国立大学・学部への私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査」の結果について	
「大学入試センターにおける大学情報提供事業について (中間まとめ)」について	
平成 2 年度大学入試センター試験実施結果について	
第 3 常置委員会 (4.27) ……………	38
就職協定順守問題の今後の方針について	
学生の国民年金加入問題について	
専門委員の交代について	
第 4 常置委員会 (1.22) ……………	40
教室系技術職員に関するアンケートのまとめについて	
今後の検討について	
第 5 常置委員会 (2.20) ……………	42
外国大学長招致事業の在り方について	
留学生問題について	

医学教育に関する特別委員会 (2.5) .....	46
報告事項	
大学病院における卒後臨床研修 (中間報告) について	
委員の交代について	
大学院問題特別委員会 (4.26) .....	49
専門委員の交代について	
「大学審議会大学院部会における審議の概要について」に対する意見について	
学術情報特別委員会 (2.2) .....	51
複写権問題について	
委員の退任について	
教員養成制度特別委員会 (4.27) .....	53
今後の本委員会の審議内容について	
委員の補充について	
入試改善特別委員会 (3.16) .....	56
委員の補充について	
大学入試センター試験の実施結果等について	
国立大学の入試制度の検討について	
諸 会 合 (平成2年1月～4月末までの開催会議) .....	59
<b>【予算・決算】</b>	
平成元年度国立大学協会歳入歳出決算 .....	60
平成2年度国立大学協会歳入歳出予算 (案) .....	61
<b>【資 料】</b>	
平成2年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等について .....	62
会議出席旅費基準の一部改正について .....	64
<b>【そ の 他】</b>	
学長等の異動 .....	65
	編集後記

# 国大協と私

山形大学長 久佐 守

Essay

さる5月初旬第2常置委員会に出席した折、上野の美術館で「ブリューゲルとネーデルランド風景画展」を観た。評判の「干草の収穫」の前は、修学旅行の途中らしい女子高生の一団もいて、かなりの人ばかりであった。上京する事の比較的少ない私にとって、国大協関係の会議の出席は思いがけない余分な機会を与えてくれる意味で有り難いものであった。ブリューゲルの絵に出会えたのもその一つである。殆ど趣味らしきものを持たない私にとって、この画家のことを知ったのは中野孝次さんの作品を通じてであった。ある機会に「麦熟るる日に」を読み、強く魅かれるものを感じてから、中野さんの書かれたものを努めて探すようになり、その一つに「ブリューゲルへの旅」があったのである。つい最近中野さんはプラハ以来の「干草の収穫」との上野での再会後、「かつてプラハ美術館で初めてこの絵の前に立ったとき、わたしは慄えるような気持ちで、近寄っては観、離れては観、二時間あまり眺めるよろこびに酔ったものであった。……プラハ美術館ではそのときその室にいたのはわたし一人でわたしは誰にも妨げられず心ゆくまで見ることができた」と述べておられる。私はあのブリューゲルの四季図の中で最も明るい感じの世界を描き出していると言われる「干草の収穫」の前を、慌ただしく通り過ぎただけであったが、「1966年にウィーン<sup>よる</sup>の美術史美術館でブリュー

---

ゲルにつかまって以来、彼の絵があると聞けばただそれを観るためだけに、どんな遠い都市へも出かけ、また、「ハラスは庭に埋めた。そうしたら、そのすぐ傍らのザクロの木が、それまではほとんど実をつけなかったのに、2年目に一度に50ほど実を付けた。ああ、根が伸びて、ハラスはザクロの実になって再生した」と思ったという中野さんの姿が、あの絵に重なって見える思いがした。

国大協に名前を連ねるようになってから、既に7年余りになった。だが以前、代理として総会に半日だけ出席した経験がある。たしか林健太郎会長の頃で、山形大学の席が会長に近いことで緊張もしたし、さらに事前の学長との打合わせには無かった第3常置委員会報告ということがあって、咄嗟に代わって説明して下さった高知大学の山岡学長には大変ご迷惑をおかけしたことを覚えている。

この7年余を通じて国大協は私にとって様々なものを得た場所であった。著作などを通じてのみ存じ上げていた高名な学者の方々に直かに接する機会、加えてそれらの方々の一挙一動も又鮮烈な印象を私に与えた。会報に、学長は「自らの専門とする学問に対しても、一定のレベルを保ちながら努力と情熱を失ってはならない。研究者としての自信が無くなれば、学長としての迫力が弱くなるからである」と書かれた大阪大学の山村学長、また流れるように、理路整然と、説得力溢れる発言をなさった名古屋大学の飯島学長等など、国大協、特に総会は私にとって「学長学」を学ぶ得難い場所でもあった。

この期間をつうじて、私は第2常置委員会と教養課程に関する特別委員会とに所属した。たまたま複数受験の具体化、新テストの導入が中心

---

課題であった第2常置委員会での委員長としての猪学長、丸井学長お二人の並々ならぬご努力が強く印象に残るが、一方大学の教師生活の出発が北海道大学の教養部創設時の生物学担当であり、以来一般教育に20年ほど関係したことがある私にとって、思いがけない教養課程に関する特別委員会との関わりは何か因縁めいたものを感じさせた。

ところで一昨年春開催の一般教育学会年次大会のシンポジウム、テーマ「一般教育のアイデンティティ——専門教育との関連において」の趣旨に、「大学教育における一般教育とは一体何か。その存在理由は何か。それがただ単に抽象的な理念や制度的慣習に止まらず、教員全体が納得する仕方で、具体的に明確化される必要がある。さもなければ、担当教員は自信と誇りをもって学生を教育することができない」とある。いま手元の、ある大学の今年度の教養部学生向けの案内書は、一般教育の説明に加えて、「一般教育は専門教育と相寄り相助けつつ大学教育を完成させるのであって、この両者は同等なものであり、決して上下の関係に立つものではない」、「しかし、一般教育が大学教育の当初に行われるところから、これを専門教育の入門、または基礎と考えるものもあるが、これは大学教育そのものを理解し得ぬことに基づく誤解である」と述べ、ある種の苛立ちを隠さないようである。

古い制度の大学生の生活を送った私には、当然「一般教育」を履修する機会がなかった。教師として一般教育の生物学の講義や実習を担当することによって、「一般教育」を学んだといえる。その期間、私なりの強い関心、興味も湧いたが、一面いくつかの場面でやりきれなさを感じたことも、間々あった。一般教育がわが国の大学に取り入れられて以来既

---

に40年を経過した今日、「未だにその担当者も、担当部局も一般教育について自信と誇りとを持ち得ない」とされる深刻な状況をどう考えたらよいか。

よく聞く「一般教育は時として高校教育の繰り返しの中身を、大きな教室でただ一方的に聞かされる講義で、これが大学に進んだ若い学生たちの学ぼうとする意欲を失わせる原因の一つになる」という声、「あんな高校教育の繰り返しのようなのは止めたらどうか」という主張、これらが世間一般の一般教育にたいする評価のようである。たしかに私自身生物学を担当しての経験から、高等学校の生物教育の水準の高さ故に、「繰り返し」を避けることが至難な場面もあったことは否定しない。しかしながら、たとえ繰り返しのように見えても、大学の一般教育に要求される「総合化の視点を与える」とか、「各分野の基礎に存在する法則や基本的考え方を追求する内容」の点で、高校教育と一般教育とは大きく異なることを、まず学生たちに理解させねばならない。この点、とくに教員の強い自覚と意欲とが求められ、それに応える学生たちの大学で学ぶことへの自覚も不可欠の要件であると考える。

関連して、専門教育に比べてかなり間接的な一般教育の目標も、理解を得難い点である。ある意味では、大学教育を受けた者がその生涯を通じて具現するものともいえるし、さらには生涯の何時何処で、如何なる形を取って現れるか分からないものかも知れぬ。と考えると、当然のことながら、一般教育の評価には長期的な視点が求められる。かつて国大協の特別委員会が卒業生に対して行ったアンケート調査の結果では、卒業後5年の場合は、彼等が受けた一般教育に対して必ずしも肯定的では



---

ないのに対して、20年を経過した者には、一般教育を様々な形で高く評価する見方が現れていたという事実がある。またごく最近、ある新聞の「声」欄での大学教育特集で、受験間近かの高校生が、自分は大学に入るからには、一日も早く専門教育を受けたい、高校教育の繰り返しの一般教育は無くしてほしい、とする主張がある一方、ある建築士はかつて無用と考えていた一般教育、特に人文科学、社会科学が現在の自分にいかに生きているかを力説していたのが印象的であった。ただ、こういった一般教育擁護論を探し出さねばならぬ状況は、残念としか言いようがない。

しかしながら、一般教育に関する最大の問題点は、むしろ大学内部での認識ではないか。理念的には一般教育を否定することはなかろう。にも拘らず、期待感も含めて一般教育尊重の声は必ずしも高くはない。極言すれば教養部を中心とした低いものにすぎないのではないかという思いを拭き切れない。一体今日まで大学においては、大学教育について一定の見解を持っていたといえるであろうか。注目すべき大学審議会の動向もあって大学が様々な問題を抱えるに至った今、40年前の、新しい大学制度を発足させた当初に立ち返って、全学的に委員会を設けるなどして改めて大学教育を見直し、その中で一般教育の再生を図る時期と考えるが如何であろうか。

最後に、一般教育の実施組織についての私のささやかな経験を述べる。まず北海道大学では、教養部の生物学を担当しながら、従来通り理学部動物学科に所属し、理学部教授会の構成員であり、他方教養部にはその運営のため教官会議があってそれにも所属する、それが発足当時の北大

---

の仕組みであった。この仕組みの優れた点は良く理解は出来たものの、母体学科での一般教育担当者の処遇、とくに担当の固定化等には問題があることを感じた。昭和28年、私は山形大学文理学部に移った。現状では国立大学から文理学部という名称がなくなって久しいが、当時文理学部は、文学科、理学科からなり、専門学部として学生を受け入れると共に、全学の一般教育を担当する、いわば現在の「教養学部構想」の原型でもあった。ただ文理学部は、異質の2学科が機械的に1個の学部として束ねられたことによる複合性に大きな問題はあったが、全体的に私には納得出来る体制であった。しかし、文理学部のままでは大学院を考えにくいという状況など、組織としての明るい将来を描くことが難しくなった。間もなく「文理改組」が具体化し、山形大学では昭和42年に至って、人文学部、理学部の2つの専門学部と、全学の一般教育の責任部局としての教養部に改編されたのである。願みて、可能性を秘めた優れた組織であった文理学部がやがて迎った運命といい、現在の一般教育のおかれた状況といい、新しく生まれたものを簡単には受容しない、したがって育ちにくい「風土」といったものがこの国にはないであろうか、そんなやりきれない思いがしないでもない。

ただ、国大協は去る第83回総会での「建議」の採択を機に、主張する姿勢の明確な体制へ変貌しようとする兆しがある。〈Meine Zeit wird noch kommen.〉これは、恵まれない日々にあってメンデルが絶えず口にした言葉とされている。困難な状況の下、国大協は自らを信じ、その英知によって必ず新しい水平を拓きうるであろうと私は確信し、小文を了える。

(平成2年5月15日)

## ポーランド国大学学長の来日

第5常置委員会委員長

太田 正光

平成元年度における国大協の「学長の国際交流」事業として、ポーランド国の学長を招聘することとし、これについて文部省学術国際局国際企画課教育文化交流室を介し、人選や日程等について折衝を重ねてきたが、その結果、3名の学長が来日され、平成元年11月28日から12月7日までの10日間滞在された。

来日学長の略歴と所属大学の概要は資料Ⅰのとおりである。

招致日程は資料Ⅱのとおりである。

各大学・研究所訪問視察の概況は、下記の各機関の報告により、資料Ⅲに示すとおりである。

◇東京大学

◇高エネルギー物理学研究所

◇筑波大学

◇東京工業大学

◇京都大学

◇名古屋大学

◇日本大学

国立大学協会主催懇談会の記録を資料Ⅳに示す。

(資料Ⅰ)

### 来日学長の略歴と大学の概要

#### 1. 学長の略歴

(1) チェスワフ・ストルミウオオ教授

(Prof. Czesław Strumiłło)

ウッジ工科大学長

1930年2月17日生

1952年 ウッジ工科大学化学学部卒

専門分野：乾燥工学

(2) マレック・ロマン教授

(Prof. Marek Roman)

ワルシャワ工科大学長

1931年10月4日生

1956年 ワルシャワ工科大学工学部卒

専門分野：衛生工学

(3) ボグダン・マルチニエツ教授

(Prof. Bogdan Marciniec)

アダムミツケヴィッチ大学長

1941年7月4日生

1963年 アダムミツケヴィッチ大学化学学部卒

専門分野：有機金属化学，触媒反応

## 2. 大学の概要

(1) ウッジ工科大学

創立：1945年

所在地：ウッジ

教官数：1,350名

学生数：6,500名

学部数：7（機械工学，電気工学，応用化学，繊維工学，食品化学，土木建築学，応用物理学・応用数学）

(2) ワルシャワ工科大学

創立：1826年

所在地：ワルシャワ

教官数：2,647名

学生数：13,500名

学部数：12（建築学，土木工学，化学，電気工学，測地学・地図学，衛生・水理工学，電子学，動力・航空工学，機械構造工学，精密機械学，自動車・重工業学，物理学・数学）

(3) アダムミツケヴィッチ大学

創立：1919年

所在地：ポズナニ

教官数：1,716名

学生数：11,478名

学部数：8（法学・行政学，史学，哲学，数学・物理学，化学，生物学，地理学・地学，社会科学）

## (資料II)

## ポーランド国大学学長招致日程

	行 動 計 画			宿 泊 先
	午 前	午 後	夕	
11月28日 (火)		13:55 成田着 (SK985便)		東 京 (H. NEW OTANI)
11月29日 (水)	10:00~12:00 文部省訪問 (表敬及びプ リーフィング)	14:00~17:00 東京大学訪問	19:00~21:00 文部省主催 夕食会	同 上
11月30日 (木)	9:30上野駅発 10:15土浦到着 (ひたち111号) 10:40~13:45 高エネルギー物理学研究 所訪問 10:30~13:40 土木研究所訪問	14:00~17:30 筑波大学訪問	17:40~19:40 筑波大学主催 夕食会 19:45筑波センタ ー発 東京駅着 (常磐高速バス)	同 上
12月1日 (金)	11:00日本学術振興会訪 13:30問	14:00東京国立博物館訪 16:00問		同 上
12月2日 (土)	10:00~13:30 東京工業大学訪問	15:00東京駅発 17:40京都駅発 (ひかり11号)		京 都 (京都ホテル)
12月3日 (日)	〔自由行動〕			同 上
12月4日 (月)	10:00~京都大学訪問	~15:30	18:00~20:00 京都大学主催 夕食会	同 上
12月5日 (火)	9:45京都駅発 10:28名古屋駅着 (ひかり212号) 11:20~ 名古屋大学訪問	~15:30 名古屋大学訪問 16:30名古屋駅発 18:28東京駅着 (ひかり222号)		東 京 (H. NEW OTANI)
12月6日 (水)	9:00~13:40 日本大学訪問	15:00~17:30 国立大学協会主催懇談会 (竹橋会館)	18:00~20:00 同 懇親会 (竹橋会館)	同 上
12月7日 (木)	〔帰 国 準 備〕			21:30成田発 (SK980便)

(備考) 11月30日は土浦駅到着後、ウッジ工科大学長及びアダムミツケヴィッチ大学長は高エネルギー物理学研究所、ワルシャワ工科大学長は土木研究所を訪問。

## (資料III)

## 各大学・研究所訪問視察の概況

## ◇ 東京大学

平成元年11月29日(水)、ポーランドのチェスワフ・ストルミウオ、ウッジ工科大学長、マレック・ロマン、ワルシャワ工科大学長、ボグダン・マルチニエツ、アダムミツケヴィッチ大学長の一

行が本学を訪問した。

一行は、午後2時本学に到着し、およそ45分間総長室において、有馬朗人総長とポーランド及び我が国の大学が置かれている状況や学術研究の現状について親しく懇談した。

午後3時からは1時間にわたり大型計算機センターを訪問し、センター長室において、後藤英一センター長及び金田康正助教授と懇談し、引き続き金田助教授の案内で同センター端末室において、コンピュータ利用の状況を見学した。

午後4時からは、総合図書館を訪問し、倉橋英逸事務部長及び森岡祐二情報サービス課長の案内で参考室、自由閲覧室、計算機室を見学し、午後4時30分、宿舎ホテル・ニューオータニへ向かった。

#### ◇ 高エネルギー物理学研究所

来訪者氏名 Czesław Strumiflo (ウッジ工科大学長)

Bogdan Marciniec (アダムミツケヴィッチ大学長)

来訪日時 平成元年11月30日(木) 10:40~13:45

日 程 10:40~11:25 研究所概要説明

出席者：菅原所長，木村総主幹，岩田総主幹，千川施設長，浮田管理部長，新田庶務課長

11:25~12:20 施設視察

トリスタン富士実験室

放射光実験施設

12:20~13:45 昼食及び懇談(トレモントホテル)

出席者：菅原所長，木村総主幹，岩田総主幹，千川施設長，浮田管理部長

13:45

筑波大学へ

#### 概 要

午前10時40分本研究所に到着され、管理棟特別会議室において、菅原所長から本研究所の組織及び研究施設等の概要について説明を受けられた後、木村加速器研究部総主幹、岩田物理研究部総主幹、千川放射光実験施設長の案内により、トリスタン富士実験室及び放射光実験施設を視察された。その後、トレモントホテルにおいて昼食を共にしながら懇談され、午後1時45分に筑波大学へ向かわれた。

両学長は、化学の分野の専門家であるためか、最先端の素粒子物理の実験の内容や大型の設備に深い感銘を受けられたようであった。一方、放射光実験施設では、特に、シリコン単結晶に関連した極端紫外光による実験装置に強い関心を示され、多くの質問をされた。

懇談においては、今回の訪問の目的がポーランドの科学分野を今後どのように育成するかという教育的な見地からのものであることを説明された。その重要な方法として、若手研究者を本研究所

のような大きな研究機関に送り、実験・研究を数年行った後、本国に戻して研究にあたらせることが不可欠と判断していることを強調され、外国人若手研究者の受入れ制度に特に強い興味を示された。

#### ◇ 筑波大学

日時 平成元年11月30日（木） 14：00～19：40

日程 14：00～14：30 懇談（於 学長室）

14：30～15：00 大学紹介映画上映

15：00～17：00 研究室訪問

(1)応用生物化学系研究室（ウヅ工科大学長）

(2)社会工学系研究室（ワルシャワ工科大学長）

(3)化学系研究室（アダムミツケヴィッチ大学長）

17：00～17：30 懇談（於 学長室）

17：40～19：40 懇親会（夕食会 於 筑波第一ホテル）

19：45 筑波センタービル発 常磐高速バスで東京へ帰京

懇談等出席者；阿南学長，徳丸副学長，内田事務局長，古川化学系長，片岡応用生物化学系長，谷村社会工学類長，吉田研究協力部長，山口国際交流課長

#### 懇談等概要

午後2時から学長室において，阿南学長，徳丸研究担当副学長，内田事務局長，古川化学系長，片岡応用生物化学系長及び関係職員と約30分間懇談し，引続き，大学紹介の映画を御覧頂いた。

その後，各学長の専門分野に応じて分かれて2時間余り，関連した研究室等を訪問し，実験設備・器具等の視察及び日本人若手研究者・学生との活発な意見交換がなされた。

研究室訪問後，再び学長室において，谷村社会工学類長も同席し，視察状況を踏まえて懇談を行い，午後5時30分，会場を筑波第一ホテルに移し，夕食を共にしながら，引続き懇談を行った。

懇談の中で，特に強く関心を示された事項は以下のとおりである。

- (1) 筑波大学の特徴である教育組織と研究組織の有機的連携について
- (2) 筑波大学の特徴である学群制度（クラスター制度）について
- (3) 教員の業績評価について
- (4) 研究経費について
- (5) 若手研究者の交流及び学生の交流の可能性について

#### ◇ 東京工業大学

平成元年12月2日（土）午前10時～午後1時30分

10：00～10：50 学長表敬及び懇談（於 学長室）

（出席者）末松学長，川久保理学部長，柳沢教務部長，森田国際学術交流委員

会委員長，山口研究協力部長，岡本国際主幹

11：00～11：50 超高速エレクトロニクス研究棟見学

12：00～13：20 昼食会（於 百年記念館土光記念応接室）

（出席者）上記メンバー

13：20～13：30 百年記念館特別展示室見学

3名の学長は，10時に本学に到着され，学長室において懇談された。懇談は，お互いの大学の概要説明から始まり，続いて，教育研究体制，留学生等について活発な質疑応答が行われ，大学間交流協定並びに本学への留学のシステムについて多大な関心を示された。

懇談終了後，半導体集積回路のこれまでの応答速度の限界に挑戦し，新しい考えに基づく飛躍的な高速化・高性能化が可能な超高速電子デバイスの研究・開発を行っている超高速エレクトロニクス研究棟を見学した。三学長とも熱心に荒井滋久助教授の説明に耳を傾け見学された。

見学終了後，百年記念館土光記念応接室で学長，理学部長，教務部長等と昼食を共にしながら，両国の高等教育制度，大学経費システム等についてのほか，就職状況等幅広い課題について懇談された。

引き続き，本学の歴史を記念した貴重な資料が展示されている百年記念館特別展示室を見学の後，13時30分に散会し，一行は次の訪問地京都へ行くため，東京駅へ向かわれた。

#### ◇ 京都大学

12月4日（月）

10：00 京都ホテル迎え

10：30 京都大学着

キャンパス案内

11：15 総長表敬（於 総長室）

得丸工学部長（総長事務代理）

荒木（数）国際交流副委員長

曾我（工）教授

及川国際交流課長

11：50 終了

12：00 総長主催昼食会（於 京大会館）

本学側同上

13：20 終了

13：30 関係教官と懇談（於 工学部長室）

得丸工学部長

井上，曾我，住友各（工）教授

及川国際交流課長



14:00 工学部施設見学

15:30 終了, ホテル送り, 休憩

17:30 ホテル迎え

18:00 総長主催夕食会 (於 下鴨茶寮)

得丸工学部長 (総長事務代理)

川島 (農) 国際交流委員長, 荒木 (数) 国際交流副委員長

井上, 曾我各 (工) 教授

及川国際交流課長

20:00 終了, ホテル送り

12月5日 (火)

9:00 京都ホテル迎え

9:30 京都駅着 (ひかり212号, 9:45発で名古屋へ)

〈備考〉 Łódź Technical University は, 1983年4月に工学部 (化学系) と, Warsaw University of Technology は, 1983年8月に, 同じく工学部 (機械系) と部局間交流協定を締結。

日程に従って午前中に本学の博物館を訪れた。同館では平成元年の秋季企画展として開催中の「近世の肖像画」とともに考古並びに国史関係の常設展として「古代日本文化の展開とアジア」と「寛永文化人の筆蹟」を展示しており, これらを併せて閲覧する機会に恵まれたことは幸いであった。古代遺物の展示コーナーでは, 京都府近郊で発掘された石棺や埴輪等を三学長とも大変めずらしそうに熱心に見入っていた。一方, 肖像画のコーナーでは, 絵と共にそこに書かれている漢文や和歌, そして寛永文化人の筆蹟にも関連して, 日本語の文字や書体などについて種々質問があった。

総長表敬は西島総長が外国出張で不在のため総長事務代理である得丸工学部長が代行し, 総長室で京都大学についての概括的説明を行った。マルチニエツ学長から東欧諸国の言語が本学ではどの程度教えられているかとの質問があった。また, ストルミウウオ学長からは, 特に大学間学術交流について, 今後具体的実現にむけて, その可能性を模索して行きたいとの意向があった。

京大会館での昼食の後, 工学部長室において, 関係教官との懇談に移り, 以下に記すような事項について, 活発な情報交換が行われた。

○本学の入試状況, 工学部で人気のある学科, 博士課程への進学率等

○工学研究科研究留学生特別コース

○ポーランド国の大学行政, 特に教官人事

○ポーランド国三大学の学生事情及び人気のある学部

○日本学術振興会 (JSPS) とポーランド科学アカデミーとの学術交流

ついで, 施設見学に移り, 井上教授 (機械工学), 曾我教授 (工業化学), 住友教授 (衛生工学) がそれぞれ案内を担当した。

まず, 機械材料学研究室では走査型電子顕微鏡による金属やセラミックスにおける疲労などの破壊現象の解析等についての説明があり, 続いて, 流体工学実験室では物理化学・生理学的現象と関

連する流れの新しい現象の解析を行っていることから、特に人工心臓ポンプ開発の話に専門的な質問があり、パルスの実験とか日本での人工臓器移植のことまで予定時間を超えて種々意見交換があった。

ここで、三学長の専門の関係から訪問先を二つに分けることとなり、ロマン学長は衛生工学の専門ということで同分野を専門とする住友教授の研究室を訪ねた。ロマン学長は10年程前に京都で開かれた国際給水会議に出席しており、現在は、ポーランドの水資源に特に関心を持っていることから、特に琵琶湖の水質汚濁状況やそのための生化学的研究について詳しい説明をもとめていた。これに関連して、ポーランドでは、もともと水資源が不足していること、そして石炭等の影響による水質悪化が問題化しているということで、その改善対策等について専門的意見の交換があった。また、住友教授から“良い水”には“香り”があり、その“香り”を機械を使用して測定する実験のことなども紹介された。一方、ストルミウオ学長並びにマルチニエツ学長の両学長は工業化学が専門である曾我教授の研究室で無機材料の構造及び物性をめぐる新しい研究についての説明を受け、併せて施設の見学を行った。

午後6時からの夕食会は、総長事務代理である得丸工学部長の主催により高野川河畔の下鴨茶寮で行われ、遠路はるばる来日された三学長を囲んで終始なごやかな雰囲気懇談が続いた。

最後に、ストルミウオ学長から今回の本学訪問に対する丁寧なお礼の言葉が述べられた。

#### ◇名古屋大学

日 程 平成元年12月5日(火)

10:28 名古屋駅着(ひかり212号)(出迎え:山川国際交流課長)

11:20~12:00 学長表敬,懇談(於 学長応接室)

出席者:早川学長,森嶋法学部長,諏訪理学部長,松尾工学部長,横山農学部教授,内田事務局長,江藤学生部長,篠田庶務部長,山川国際交流課長

12:00~13:20 昼食会(於 本部事務局内)

13:20~14:40 理学部訪問,施設見学

14:40~15:30 工学部訪問,施設見学

16:30 名古屋駅発(ひかり222号)(送り:山川国際交流課長)

#### 概 要

早川学長との懇談では、表敬挨拶の後、早川学長から名古屋大学の組織、運営、施設の概要等の説明が行われ、これに基づき種々意見交換が行われた。特にポーランド側から、名古屋大学における留学生、外国人研究者の受入れ体制、条件等について質問があり、本学への派遣に積極的な姿勢が見られた。

理学部では、諏訪理学部長、藤田、安野両評議員、関係教官及び現在同学部で受入れているポーランドからの3名の研究者、留学生を含め、懇談が行われた。学部長から理学部の概要説明の後、

出席したポーランド人研究者、留学生から本学での研究状況及び日常生活について感想が述べられ、これに基づいて種々意見交換が行われた。懇談の終りに、ポーランド側から、これを機会に今後より一層名古屋大学との学術交流を深めたい旨の表明があった。

懇談後、化学測定機器センター及びポーランド研究者の所属研究室等を視察した。

工学部では、松尾工学部長、石橋、藤本両評議員、その他関係教官が出席し、始めに学部長から工学部の概要説明が行われた後、ストルミウオ ウッジ工科大学長とマルチニエツ アダムミツケヴィッチ大学長はそれぞれの専門領域に係る研究室を視察、またロマン ワルジャワ工科大学長は、産官学協力体制について、特に共同研究の仕組み、経理等について説明を受け、種々意見交換を行った。

#### ◇ 日本大学

期 日 平成元年12月6日（水）

日 程 8：30 宿泊先 ホテル・ニューオータニに佐久田理工学部習志野校舎次長迎え

9：00～9：45 理工学部長表敬訪問

懇談（於 理工学部学部長室）

〔理工学部〕木下学部長、佐久田学部次長、小中助手（通訳）

木下学部長の歓迎の挨拶、ポーランド国大学3学長の挨拶に続き、木下学部長から理工学部パンフレット（英文）等資料とパネルを用いて、本学及び理工学部の概要説明があった。

ポーランド国大学学長3名からは、それぞれ、国からの助成金、カリキュラム、授業、教員の待遇（持ちコマ、給与等）に関する質問があり、これに対して質疑応答があった。そして2国間の交流、特にポーランド各大学と日本大学との交流に多大な関心を示し、質疑応答及び意見交換があった。さらに木下学部長をポーランド各大学に是非招待したいと申し入れがあった。

9：45 理工学部駿河台校舎発 習志野校舎へ

10：50～11：10 懇談（於 習志野校舎5号館特別会議室）

〔出席者〕

佐久田学部次長、吉田短大次長、宮木教授（一般教育）、榛沢教授（交通土木工学科）、伊藤教授（精密機械工学科）、本橋教授（航空宇宙工学科）、長谷部教授（電子工学科）、片岡事務長、ほか

ポーランド国大学3学長及び日本大学側出席者の自己紹介の後、佐久田学部次長より本学部、短期学部、理工学研究所等のパンフレットを配付しその概要説明を行った。さらに各学長から女子学生の比率等の質問があり、これに対して質疑応答した。

11：10～11：45 学内施設見学

#### ①図書館見学

梅村図書館事務課長から、習志野図書館の蔵書数、雑誌数等の概要に関する説明があり、ポーランド国大学各学長より洋書の種類等に関する質問があった。

## ②スポーツホール見学

スポーツホール前での記念撮影に続いて、ホール内を見学。ストルミウオ学長はポーランドスポーツ協会の会長を務めたことがあってスポーツには非常に興味があり、日本大学の運動部の活動、選手の奨学金等に関する質問があった。

## ③大型構造物試験棟見学

色部教授より試験棟の概要説明があった。各学長より国及び企業からの援助等に関する質問があり、またそれに対して質疑応答があった。

## ④風洞実験室見学

本橋教授の通訳により安部助手が概要説明を行った。

各学長より風洞の構造、企業の援助等に関するかなり専門的な質問があった。

## ⑤電子計算機演習室見学

斎藤助手より概要説明があった。

各学長よりコンピュータの台数等に関する質問があった。

11:55~12:35 薬学部との懇談（於 薬学部会議室）

〔出席者〕 徳竹教授（広報担当）、渡辺事務長

桐沢学部長校務不在のため徳竹教授（広報担当）、渡辺事務長から薬学部の概要等の説明があり、ポーランド国大学各学長より施設費、医学部との関連等に関する質問があった。このあと、分析センター、RIセンター等を視察した。

12:45~13:40 昼食懇談会

（於 学内食堂—バスカルホール特別食堂）

〔出席者〕 新沢・佐久田両校舎次長、6学科教室主任及び斎藤図書館長、色部大型構造物委員長、増田電子計算機副委員長、徳竹薬学部教授（広報担当）、片岡事務長、渡辺薬学部事務長、林田庶務課長

佐久田次長の乾杯に始まり、昼食を取りながら引き続き懇談を行った。斎藤図書館長から各ポーランド国大学図書館の日本の雑誌に関する質問、さらに各学長より短期大学部の就職進学等に関する質問があった。続いて、ポーランド国大学各学長によってそれぞれの3大学の所在地、学生数、教員数、各学部の特色等に関しての紹介があった。最後に3学長を代表してストルミウオ学長によるポーランド国3大学と日本大学との友好と交流、特に学生、教員の交流及び共同研究を近い将来に実現したいというスピーチで昼食会を終了した。

13:40~ 理工学部習志野校舎出発

大手町竹橋会館へ向かった。

[資料IV]

国立大学協会主催懇談会

日時 平成元年12月6日(水) 15:00~17:30

場所 竹橋会館・白鳥の間

出席者 (ポーランド国国立大学学長)

チェスワフ・ストルミウオ (ウッジ工科大学長)

マレック・ロマン (ワルシャワ工科大学長)

ボグダン・マルチニエツ (アダムミツケヴィッチ大学長)

(日本私立大学協会)

児玉 三夫 (明星大学長)

(国際交流基金)

行田 博 (人物交流部長)

(文部省)

長谷川善一 (大臣官房審議官・学術国際局担当)

小口 浩一 (国際企画課教育文化交流室長)

(国立大学協会)

有馬 朗人 (東京大学長・国立大学協会会長)

太田 正光 (名古屋工業大学長・第5常置委員会委員長)

大谷 茂盛 (東北大学長)

浜田 哲夫 (茨城大学長)

角田 稔 (電気通信大学長)

末松 安晴 (東京工業大学長)

安藤 由典 (九州芸術工科大学長)

土山 秀夫 (長崎大学長)

川島 慶雄 (大阪大学教授)

平川 忠男 (名古屋工業大学事務局長)

栗岡 勝彦 (千葉大学事務局長)

(通訳)

市村 純子

有馬会長の司会の下に開会。

初めに、会長より次のような挨拶があった。

文部省と国立大学協会の共同事業で、毎年、外国から大学学長を招致し、日本の教育研究・学術・文化等を視察いただいているが、本年はポーランド国から3名の学長をお招きした。今回は短い招致日程の中で、日本の大学や研究所並びに関係機関等を訪問いただいたため3学長にはお疲れのこ

と思いますが、明日の帰国を前にして、本日は我が国の高等教育関係者等との懇談の機会を設けたので、3学長より日本訪問の印象や日本への要望等をお聞かせいただくと共に、日本側の出席者の各位からもポーランド国の大学事情や教育研究体制等について質問をさせていただき有益なる意見交換ができればと考えます。また今日のような国際情勢の下では、国際交流は益々重要となってきますが、今度の3学長の訪日を契機として両国間の大学間交流が一層盛んになり、相互の理解が更に深まることを念願しております。

続いて、日本側出席者の自己紹介があった後、ポーランド国大学学長より次のような挨拶があった。

(ストルミウオ学長)

まず最初に、本日は私どものために、多くの学長、教授の方々と、このような懇談の機会を設けていただきまして感謝申し上げます。

短時間の訪日でしたが、その間、文部省をはじめとして多くの大学・研究所及び日本学術振興会等を訪問し、関係の方々とお話しする機会が与えられまして大変に有意義でした。特に大学や研究所においては研究室等を見学させていただくと共に、そこのスタッフの方々と有益なるディスカッションもすることができました。そこで、次に今回の訪日で受けた印象をお話したいと思います。

概して日本の大学や研究所は非常に高度の設備を使用し、高いレベルの研究が行われているとの印象を受けました。これは、筑波大学、東京工業大学、高エネルギー物理学研究所を訪問した際の印象です。

現在、我が国は特殊な状態にあり、経済的に非常に重要な局面を迎えておりますが、いま起きている変化は我々の将来にとって希望のもてるものです。また、我が国の現状は日本や西欧諸国に近付きつつあり、経済面・教育研究面等において、それらの先進諸国と接触をし、その援助を受けることが重要であります。特に高等教育の面では、科学技術の先進国に研究者等を送り続けることが今後の重要な課題で、それがひいては我が国の高等教育を発展させるものと考えます。

日本の国際社会における役割は大きく、科学・教育・文化等の面における国際交流については、文部省並びに日本学術振興会、大学等が中心となって推進されることでしょう。私どもは、両国間の学術面における国際交流のような緊密な関係を築くことを希望しております。

(マルチニエツ学長)

私の日本訪問の印象はストルミウオ学長と似通ったものですが、ここではポーランドの大学の現状と、日本との交流及び新しい協力関係の提案についてお話しします。

ポーランドには約100校の大学が設置されていますが、その平均的レベルはかなり高く、例えば西欧の大学が我が国の大学での単位取得をもって、当該大学における科目を履修したものと認めるに十分値するほど、互換性のあるものと考えます。したがって、日本とポーランド間の留学生の交流にも何らの障害も生じないと思います。今度の訪問中、各地の大学で日本留学中の研究者等と会い話合いましたが、東欧諸国、特に我が国の状況は大きく変化しておりますので、両国間の学術交流の上でも新しい形の協力関係を作る必要があると感じました。

私は今回、人文科学の教育をしている10大学を代表して来日しましたが、その中の3大学にはアジアの言語・文学・文化等を教えるコースが設置されています。また私の大学では日本語、韓国語、中国語を教えており、日本語のコースには毎年20名の学生が入学し、日本から招いた7名の教授が教育に従事しています。

そこで今度の招致の機会に、近い将来、ポーランドの大学に日本を含めた東アジアセンターを設置すること、また同時に最初は小規模でもよいが、日本の大学にポーランドを含めた東欧に関する研究所ないしは学部を設置し、人文科学のみでなく社会科学の観点を含めた教育研究を行うことを提案いたします。ポーランドの人々は決して日本のハイテクだけに興味を抱いているわけではなく、日本文化とか日本人の心情等の人間性を知ることにも関心をもっております。お互いに相手のことをよく理解し合うことができれば、更により深い交流が可能となるでしょうし、また私どもは皆そうなることを望んでいます。

(ロマン学長)

このたびは私ども3名を日本に招致いただき貴重な経験をさせていただきまして心より御礼を申し上げます。私は今回、工科大学の学長の代表として来日しておりますが、工学分野を中心に種々のことを学ぶと共に、学問的なことを離れて、日本人や日本の文化・習慣等について多くのことを学びました。今後、この体験を職業上のみならず、個人生活においても役立てたいと考えています。

私は現在我が国の工科大学が直面している問題についてお話したいと思っております。我が国では教会に所属する少数の私立大学を除きすべて国立大学で、政府からの資金のみで運営されています。政府の財政的援助を受けつつ大学の自治・独立を確保するという事は非常に困難なことです。私どもはこの新しい政治状況の下で、いかにすれば大学の自治・独立を得ることができるか、という問題に直面しています。日本はこの点で非常にうまくいっている例だと思っております。今回は、その実際を見聞するためのよい機会でした。

次に大学における研究と教育の問題ですが、私どもも日本の皆様方と同様優れた研究なくして良い教育はできないと考えていますが、この点でも我が国は大きな困難に直面しています。即ち、現在、我が国の経済状態は悪く、大学の研究経費が少ないため良い研究の実施が困難であるということです。この点に関しても日本は成功している良い例だと思っておりますので、その経験に学びたいと考えております。

最後に、日本には沢山の私立大学が設置されていますが、財政面で国立大学とどのような相違があるのかお伺いしたい。

概ね以上のような話があった後、会長よりポーランドの3学長の話及び質問に対し次のような説明があった。

ポーランドの3学長には日本の国家財政が良いと思っておられるようだが、大学については大変悪い。外国の方にはなかなか理解いただけないが、それが実態です。先程の話に関連して申し上げますと、日本の国立の高等教育研究機関で施設設備が比較的整っているのは、例えば高エネルギー物理学研究所等の巨大研究所です。これは大学に配分する予算が十分でないために、国立大学の共

同利用機関として設置したもので、巨大科学の推進を図るための止むを得ざる方策です。このように資金を集中させて優れた研究所を設置していますが、個々の国立大学の財政は極めて悪く、また施設設備も決して良くはありません。国大協としても国立大学関係の予算を増やすべく努力をしていますが、それには文部省全体の予算増を図る以外に方法がないと考えています。この点のご理解をいただきたい。

また、私どもも良い教育の実施には優れた研究を行うことが不可欠であると考えていまして、常に研究条件や研究環境の改善法を考えていますが、ただ今申し上げたような状況にあるため、思うように改善ができません。

なお、質問にありました私立大学の財政の件ですが、国立大学が国から予算配賦を受けているのと違って、私立大学は授業料等の学生納付金及び当該大学の保有する財産の運用等による資金が主要な財源です。しかし、それだけでは不十分なため、国から各私立大学に対し補助金が支出されています。イギリスのオックスフォード大学やケンブリッジ大学と似たような制度だと思えます。

続いて、協議に移り以下の事項に関して意見の交換があった。

- ◇ 日本における国立大学及び私立大学の財政問題、特に授業料収入の比率について
- ◇ ポーランドの大学入試制度について
- ◇ ポーランドにおける政府コントロールと大学自治について
- ◇ 両国間の研究者及び留学生の交流の促進について
- ◇ 一般教育について
- ◇ 教員と学生の比率について
- ◇ 教員の停年について
- ◇ 学長の選出方法について
- ◇ 大学事務職員の役割・職務について
- ◇ 大学教員の評価について
- ◇ 文科系大学・学部の留学生交流について
- ◇ 工科大学と一般大学の工学部の相違について
- ◇ 学部別の学生定員のコントロールについて
- ◇ ポーランド科学アカデミーと大学の研究機関及び研究者の関わりについて
- ◇ 国際交流基金の事業内容について
- ◇ 交流のための機関設置について

最後に、ポーランド国大学学長より今回の日本招致に対して謝辞が述べられ、本日の懇談を終了した。



# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 理事会

日時 平成2年3月16日(金) 13:30~16:45

場所 東京大学山上会館201号室

出席者 有馬会長

熊谷, 前川各副会長

伴, 東野, 阿南, 末松, 塩野谷, 青野, 早川, 太田, 新野, 金築, 高橋(克),

浅田, 高橋(良), 高田, 井形各理事

松角(第3), 野村(第4)各常置委員会委員長

関(教員養成), 小林(学術情報)各特別委員会委員長

加納, 阪上各監事

(大学入試センター)有江所長, 田保橋副所長

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日は、学年末ご多忙のところお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。本理事会は平成2年度の本協会予算(案)についてご審議願うほか、昨年11月の総会からの懸案である大学審議会関係の対応について協議するとともに、大学の教育研究条件の改善方策についてもご意見を賜り、また、報告事項のある委員からご報告を伺うことにしたい。

なお、今年度大学入試センター試験の実施状況などについてご説明いただくため、後刻、大学入試センターの有江所長にもご出席願うので、ご了承いただきたい。

最初に、学長交代により初めてご出席の理事をご紹介します。

(前任) (後任)

一橋大学 川井 健 塩野谷祐一

佐賀大学 楠田 久男 高田 弘

なお、ご欠席の連絡のあった方は、東北大学長の大谷理事、信州大学長の赤羽理事、京都大

学長の西島理事および教養課程に関する特別委員会委員長の久佐山形大学長である。

ついで、事務局より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

### I 会務報告

会長より、これについては「資料4」にその概要が記されているが、ここではその要点を報告することにした旨述べられ、以下の事項について報告があった。

#### (1) 要望書の提出について

昨年12月初めに、国立大学の授業料の増額改定の動きが伝えられたので、去る11月の総会でご了承を得たとおり、要望書「国立大学の学生納付金の改定について」を取りまとめ、昨年12月19日、高橋第6常置委員会委員長及び平間事務局長が文部省及び大蔵省に赴き、文部大臣、大蔵大臣宛に同要望書を提出、関係担当官に慎重な配慮方を要望した。

(2) 外国大学長の招致について

平成元年度の外国大学長招致事業として、ポーランド国大学長団を招くことになり、同国の3大学学長が昨年11月28日に来日され、文部省、東京大学、筑波大学、高エネルギー物理学研究所、日本学術振興会、東京国立博物館、東京工業大学、京都大学、名古屋大学、日本大学を順次訪問視察し、12月7日に帰国された。なお、同日、国大協主催の懇談会並びに懇親会を開催した。

(3) 中央教育審議会生涯学習に関する小委員会のヒアリングについて

昨年12月、中央教育審議会生涯学習に関する小委員会から意見を求められたので、副会長ともご相談し、12月8日開催の同小委員会における意見発表を阿南筑波大学長と太田横浜国立大学長にお願いした。阿南学長は所用のため文書をもって、太田学長はご出席の上それぞれ意見を述べられた。

(4) 平成2年度予算編成に関する文部省との懇談会について

文部省からの申し入れにより、昨年12月13日、有馬会長、熊谷、前川両副会長、野村第4常置委員会委員長、高橋第6常置委員会委員長及び特別会計制度協議会構成員の西島京都大学長が文部省の阿部事務次官、坂本高等教育局長、川村学術国際局長から予算編成の概要について説明を聴き種々懇談した。

(5) 「大学入試センターにおける大学情報提供事業について（中間報告）」について

昨年12月21日、大学入試センター所長から「大学入試センターにおける大学情報提供事業について（中間報告）」について意見を求められたので、第2常置委員会に検討を依頼し、その審議結果に基づいて国立大学協会としての意見を両

副会長とも協議して「資料9」のとおり取りまとめて同所長に回答した。ご了承いただきたい。

(6) 全国大学高専教職員組合（全大教）との会談について

全大教からの申し入れにより、昨年11月30日、平間事務局長が全大教の久野副委員長ほか数名と会談した。

(7) 国大協宛要望書について

前総会報告後、本協会宛提出された要望書等は、「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付したので、ご報告する。

## II 協 議

1. 会議出席旅費基準の一部改正(案)について

会長より、会議出席旅費支給基準の一部改正について「資料6」のとおり改定したいと思うので、ご審議をお願いしたい旨述べられ、ついで、事務局長より同資料を基に説明があり、原案どおり承認された。

2. 平成2年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

会長から、平成2年度国立大学協会歳入歳出予算(案)についてお諮りしたいと述べられた。ついで、事務局長から「資料7」にもとづいて説明があり、原案どおり承認され、これを6月総会に付議し追認を得ることとした。

3. 特別委員会委員の選任について

会長から、特別委員会委員の交代について「資料8」のとおり選任してよろしいかと諮られ、異議なく承認された。

なお、第2常置委員会委員長は前川群馬大学長から末松東京工業大学長に交代された旨報告

があった。

また、入試改善特別委員会の熊谷委員長から、同委員会委員の補充について、第2常置委員会委員長に就任された末松東京工業大学長を入試改善特別委員会委員に選任したいので、追加承認いただきたい旨述べられ、これについて、会長から諮られた結果、異議なく承認された。

#### 4. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより各委員会の報告をお願いするが、前総会からの期間が短く、委員会を開催されていないところもあるので、特に報告事項のある場合のみ、ご報告願いたい。なお、この報告が終わった後、大学入試センター所長から平成2年度大学入試センター試験の実施結果の概要についてご説明をおききたいと考えている。

以上のように述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

##### (1) 第1常置委員会（新野委員長）

去る2月21日開催の委員会において、懸案の“陽の当たらない”研究分野の問題について、今後の検討のすすめ方について協議した結果、先に石田前委員長がそれまでの検討状況を整理しまとめた「中間報告」を踏まえ、“陽のあたらない”研究分野にかぎらず、より広い視野から捉え直して再検討し、問題を整理したうえで来る秋の総会を目的に「報告書」を取りまとめる準備をすることとした。なお、この問題は第6常置委員会が担当する財政問題とも密接に関わるので、同委員会と一度話し合いの機会を持ちたいと考えている。

また、このほか、予て第4常置委員会から、教室系技術職員の組織化に関し合同会議開催の申出をいただいているので、この件も検討していきたい。

##### (2) 第2常置委員会（末松委員長）

昨年12月11日及び本年2月19日に委員会を開催した。その主な審議内容は次のとおりである。

12月11日は、平成3年度第2次試験実施に係る協議申入れの取扱いについて協議した。

平成3年度の第2次試験実施日程については、連続方式「B日程」の試験開始日は「3月5日以降（特例3月4日）」となっているが、静岡大学より、「B日程」で試験実施を予定する同大学の試験開始日について、学外の試験場確保等の理由で日曜日に当る3月3日に繰り上げたい旨協議申出があり、協議した結果、平成3年度については、受験生の複数受験及び他大学の入試の実施に影響を及ぼすことにならないと判断されたので、同大学の意向を尊重して申出を了承し、この旨文書をもって回答した。

2月19日は、次の事項について協議した。

その一つは、富山大学及び三重大学からあった、前述の静岡大学と同様の趣旨の協議申出についてであり、これについては、静岡大学の場合と同様の理由で両大学の申出を了承した。

また、有江大学入試センター所長から有馬会長宛に意見が求められた「大学入試センターにおける大学情報提供事業について（中間まとめ）」について、会長から検討を依頼されたので、本委員会としてこれを検討したうえで意見をとりまとめ、会長へ報告した。

以上の報告に関連して会長から、さきの会務報告のとおり第2常置委員会の審議結果を踏ま

えて大学入試センターの「中間まとめ」に対する国大協としての意見を「資料9」のとおり作成し、去る2月23日付で大学入試センター所長に回答したが、その後、同センターでは、本協会ほか関係団体からの意見を参考に最終報告が取りまとめられた旨報告があった。

### (3) 第3常置委員会（松角委員長）

平成2年度就職協定及び学生の国民年金適用についての2件についてご報告する。

#### ① 平成2年度就職協定期日について

昨年11月8日に開催された就職問題懇談会（大学及び高等専門学校関係9団体で構成）において、平成2年度就職協定の取扱いについて協議した結果、本年度の協定遵守状況には問題はあったが、平成2年度も引続き協定を存続させこれを遵守していく方針を確認した。その後、12月22日に就職協定協議会（産業界及び大学側で組織）の世話人会が開催され、就職協定について協議が行われた結果、平成2年度も平成元年度に引き続き協定を維持するとともにその遵守に努めることが申し合わされた。これを承けて、去る2月22日開催された就職協定協議会特別委員会において、平成2年度就職協定期日について協議が行われた結果、次のとおりとすることが決定された。

「8月20日—企業等の説明及び個別訪問開始

10月1日—採用内定開始

ただし、本協定によって、高校生の採用が不利にならないよう十分配慮すること。」

#### ② 学生の国民年金加入について

先の国会に提出されていた、学生の国民年金適用を含む国民年金法等の一部を改正する法律案が、昨年11月30日、衆議院で可決された。

国民年金の加入について、従来任意であった

学生（20歳以上）を当然適用とする理由は、①毎年、事故等で障害者になる若年者の数が少なくない、②勤労者の場合、成人に達していなくとも当然適用であり、学生だけを例外扱いとするのは適当ではない、などによるものである。国大協では、この法律案が国会に提出された時点で、学生本人及び扶養者の保険料負担が過大とならないよう配慮してほしい旨厚生省及び文部省へ要望したが、一方、文部省もこの趣旨を理解し、「保険料負担の適正な配慮方」を厚生省へ要請した。その結果、国民年金の加入については、大部分の学生が未加入であること等を勘案し、その適用時期を平成3年4月1日からということになり、また、同法律案に対する附帯決議の中に、要望の趣旨が生かされ、「保険料負担が過大なものとならないよう、保険料の免除基準につき適切な配慮を行うこと」等の一項が盛り込まれることになった。

### (4) 第4常置委員会（野村委員長）

#### ① 教室系技術職員の組織化に関するアンケート結果のまとめについて

昨年6月に各大学に実施した「教室系技術職員の組織化の現況に関するアンケート」の集計結果について、取り敢えず、その概要を前回理事会にご報告し、引続きアンケート結果の整理をすすめてきたが、このほど、その取りまとめを完了したので、近く「報告書」を各大学に送付するよう取り計らいたい。

今回のアンケートを通して、各大学から教室系技術職員の組織化及び研修に関し様々な意見や要望をいただいた。それらの意見・要望の具体化には、各国立大学の自己努力のほかに、公的な制度化と予算化等を図る必要がある。本委員会として、今後とも、その対応に努力してい

きたい。なお、この問題の組織・制度に関連して、第1常置委員会との合同小委員会の開催を希望している。

以上の報告に関連して会長から、東京大学における組織化の現況について報告があった。

#### (5) 第5常置委員会（太田委員長）

前回総会以後、去る2月20日に委員会を開催し、次の事項について審議した。

##### ① 平成2年度外国大学長招致について

平成2年度外国大学長招致について、従来の事業内容の見直しも含めて種々協議した。その結果、事業内容を直ちに大きく変えることは実行上問題もあるので、当面平成2年度の計画としては、予め特定のテーマを設け両者間で討論する機会をつくることなど、学長交流事業の実が上がるよう工夫努力していくこととした。なお、平成2年度の招致国として、現在、中国と韓国を候補とし、留学生問題を含む国際交流をテーマに考えているが、両国を同時に招致することの可能性も含め文部省に検討を依頼しているところである。

##### ② 留学生問題について

留学生問題については、先に、本委員会委員の所属大学を対象に行ったアンケート調査をもとに、引続き、留学生受入れに伴う諸問題について検討中であり、これがまとまった段階で詳細をご報告申し上げることにしたい。

#### (6) 第6常置委員会（高橋（良）委員長）

前回の秋の総会に、国立大学の財政問題を打開するため、「国立大学の財政基盤に関する基礎的研究」という課題で科研費を申請し、新たにプロジェクトチームを編成して検討していく旨ご報告したが、その後、その構成メンバーの選

考とともにその分担課題を検討し、平成2年度の科研費申請の具体的準備を整えているところである。

#### (7) 学術情報特別委員会（小林委員長）

文献複写に関する著作権の集中処理機構として「日本複写権センター」が近く発足しようとしているが、本委員会では、昨年7月同センターの設立準備をすすめている設立発起人から、同センターの設立趣旨等について説明を受けて以降、9月1日、11月14日及び本年2月2日の3回にわたり複写利用に伴う著作権問題について審議した。

大学に関わる文献複写で当面問題となるのは、「大学図書館における文献複写サービス」と「図書館以外の各研究室等における文献複写」の二つに大別できる。前者については、大学図書館関係者と複写センター関係者との間で協議が行われているが、これまでのところ、図書館等における複製の著作権適用除外を規定した著作権法第31条の適用の範囲に関する両者の見解には一部隔りがあり、このままでは、大学にとって重要な大学図書館間のネットワークの構築の妨げとなることが懸念される。また、図書館以外の文献複写についても、関係者間で著作権法の解釈が必ずしも一致していない。特に意見が分かれるのは、著作権法第30条が著作権の適用除外として規定する「私的使用のための複写」についてである。これについては、これまで、大学の研究者が研究のために行う学術文献の複写は当然その範疇に含まれているものと考えてきたが、大学図書館の文献複写サービス以外はすべて著作権侵害に該当すると見なすとする見解も一方にある。

本委員会としても、文献複写に関する集中処

理機構が設けられることはのぞましいことと考えるが、学術文献の複写を基本的に著作権侵害に該当すると見なすことは、わが国の学術情報の円滑な流通を阻害するばかりでなく、著作物の公正使用についての国際的な流れにも反することになり、問題があると考えている。

本委員会では、今後、これまでの検討を踏まえて、大学における文献複写と著作権の問題についての見解を取りまとめたと考えている。

#### (8) 教員養成制度特別委員会（関委員長）

昨年の秋の総会に「大学における教員養成に関する調査（第1次報告）」を報告したのち、12月19日、本委員会を開催し、同報告内容に関連して、新免許法施行に伴う課程認定に関わる問題を中心に文部省の教職員課長等を招いて懇談した。また、文部省から高校教科「社会」を「地理歴史」と「公民」に再編成した免許法改正に伴う施行規則等改正に係る意見聴取を求められたので、各大学長宛にアンケートでご意見を伺い、その寄せられたご意見等を踏まえて、去る2月1日に行われた2回目の文部省のヒアリングにおいて意見陳述と要望を行った。なお、アンケート結果のまとめは2月27日付で各大学にご報告申し上げた。

今後、本委員会では、大学における教員養成に関する調査報告書の取りまとめについて、先の「第1次報告」につづいて「第2次報告」を取りまとめる予定であり、次回以降その具体的な検討を行うことにしている。

#### (9) 大学院問題特別委員会

（高橋（克）委員長）

先に公表された大学審議会大学院部会の「審議の概要」について本委員会所属の各委員の意

見を伺い、目下これを取りまとめているところである。近く委員会を開催し、それらの意見を踏まえて「審議の概要」に対して更に検討を重ねる予定にしている。

#### (10) 入試改善特別委員会（熊谷委員長）

本日午前中に委員会を開催し、今後の国立大学の入試改革について、文部省の泊大学課長も交じて意見交換した。

中央教育審議会の「学校制度に関する小委員会」では、後期中等教育に関連して、大学入試を取り上げて検討が行われており、また、大学審議会でも、このほど新たに「大学入試に関する専門委員会」が設置され、中・長期的、専門的に大学入試のあり方についての検討を始めている。そういう状況の中で国立大学の入試についての文部省の考えを伺うとともに今後の方針について協議した。その結果、国立大学の入試については各方面の種々な見方があり、また、大学審議会等で大学入試のあり方についての検討に着手している現在、国大協としても今後の国立大学の入試のあり方について検討をすすめてはいかかかという意見となり、そのための検討体制等については会長とも相談し、本委員会で次回以降具体的に検討していくこととした。

#### (11) 医学教育に関する特別委員会（井形委員長）

前回総会以後、まだ本委員会を開催していないが、いずれ委員会を開催し、国立大学医学部附属病院における卒後臨床研修に関する「中間まとめ」を取りまとめることにしている。

#### 5. 大学入試センターからの報告

大学入試センター田保橋副所長から、平成2年度大学入試センター試験の実施結果並びに同

試験の実施結果に基づく各大学からの主な意見について、配付資料をもとに説明があったのち、大学入試センター試験の科目間の得点調整について、試験実施後の1月18日、大学入試センター試験成績委員会で検討した結果、大学入試センター試験協議会で定めた基準に照らしてその措置の必要がないとの結論に達したので、これを同日付で公表した旨報告があった。

このほか、各大学への大学入試センター試験の成績提供について、平成3年度以降、順次オンライン化による迅速化を図っていきたく考えているので、各大学においても積極的に検討いただきたい旨要請があった。

ついで、会長から、平成3年度の大学入試センター試験に関し、①受験生の増加に伴う試験実施体制について各大学の協力、②追試験場の設置地区弾力化について要請があった。

## 6. 大学審議会大学教育部会の「審議の概要」について

このことについて会長から次のように述べられた。

昨年11月の総会において、先に大学審議会大学教育部会から公表された「審議の概要」に対する国大協としての対応を検討することが了承されたので、先般、両副会長及び第1常置委員会委員長と協議し、取り敢えず、「審議の概要」に対する各大学長の個人的ご意見を伺った。本日まで頂戴したご意見は配付の「資料12」とおりである。そこで、これについてご検討いただくとともに、今後の取扱い方についてお話ししたい。

なお、いただいたご意見は多岐にわたるが、次のような意見が比較的多数であったように思われる。

- 「大学設置基準を大綱化」し、「各大学が多様な教育研究を実施し得るようにする」ことには、基本的に賛成である。
- 一般教育は大学教育にとって重要であり、その改善のためには予算、定員、施設等に対する抜本的な配慮が必要である。なお、「一般教育と専門教育における教員の固定化の解消」はのぞましい。
- 大学評価については、大学自身による自己評価を行うべきであり、外部による評価は問題がある。
- 学位授与機関については、大学以外の機関を認めることは慎重にしてほしい。
- 単位互換制度には異論はないが、単位互換はカリキュラムの流れの中で行うことなのでその実施には慎重な検討が必要である。
- 小規模大学の改善策を講じてほしい。

ついで、大学審議会大学教育部会会長代理の新野理事から同部会の審議状況について次のように述べられた。

今回の大学審議会教育部会の「審議の概要」は、学部教育の充実と改革について、部会におけるこれまでの論議を経過報告としてまとめたものである。今後、中間報告を出すことにするかどうかまだ決まっていず、また、最終報告のスケジュールも決まっていないが、関係諸団体等からいただいたご意見をも踏まえ、さらに審議をすすめていくことになっている。

こののち、意見交換ならびに協議が行われた。その結果、第1常置委員会において「審議の概要」に対する各大学各学長の意見を踏まえて対応を検討するよう同委員会へ依頼することとした。

## 7. 大学の教育研究条件の改善方策について

このことについて会長から次のように述べられた。

昨年11月総会において、大学の教育研究条件の改善のための方策として、先ず、国立大学の危機的財政状況を各方面に訴えていくべきではないかという意見となったので、その第1段階として両副会長ともども文部省幹部に率直に現状を伝えたが、次に、各界のオピニオン・リーダーに国立大学がおかれている窮状を訴える機会を設けることを企画したいと考えている。このことについて、また、そのほかの方策についても積極的なご意見を賜りたい。

ついで、若干意見の交換があったのち、会長から、この件については、なお副会長、関係委員会委員長ともご相談するが、次回の理事会及び総会でも協議したい旨述べられ、了承された。

## 8. 平成3年度第2次試験実施日程グループ表の発表について

このことについて会長から次のように述べられ、了承された。

平成3年度の各大学の入試日程について、昨年秋の総会の時点で未定だったところも確定する運びになったので、近く発表することにしたが、よろしいか。

以上をもって本日の議事を終了し、閉会した。

## 第1常置委員会

日時 平成2年2月21日(水) 10:30~13:15

場所 国立大学協会会議室

出席者 新野委員長

下田, 関, 河野, 菅野, 長倉, 将積, 早川, 西島, 高田, 粟屋, 久保田,  
田代, 池田各委員  
下沢, 野村各専門委員

新野委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員に就任された将積茂愛知教育大学長、田代高英福岡教育大学長及び池田一宮崎大学長、赤羽太郎信州大学長(欠席)並びに教員委員となられた高田敏大阪大学教授の紹介があった。

ついで委員長より、本日は継続審議となっているいわゆる“陽の当たらない”研究分野の問題の今後の取扱いについて協議するほか、大学基準協会の「協会のあり方に関する第2次中間まとめ」並びにこのほど会長から検討を依頼された大学審議会大学教育部会の「審議の概要」への対応についてご審議願うことにしたい旨述べ

べられたのち、参考資料として配付した昨年12月日本経済新聞社が実施した「大学1,000人アンケート」の集計結果について説明があった。

〔議 事〕

### 1. “陽の当たらない”研究分野に関する問題の今後の検討について

初めに委員長より、次のように述べられた。“陽のあたらない”研究分野の問題については、かねて前委員長の下で、国立大学において学術的価値の高い研究でありながら、いわば“陽の当たらない”研究分野を調査し、大学における基礎的研究の重要性を指摘するとともに、時代



の要請や社会の進展を見極め、大学が大学らしい発展を遂げるための資料となり得るように、国立大学の活性化に役立つ内容を整理し今後の方策を考える目的で検討してきたものである。検討するに当たっては3班構成として、それぞれの課題を設けて検討を行い、全体の調整を石田前委員長が行い、昨年3月中間報告をまとめた。この経緯については、秋の国大協総会にも報告したが、まだ討議すべき事柄があると思われるので、改めて問題提起の重要性を確認しながら今後の検討のすすめ方を検討したい。

ついては、さしあたり次の二つの取りすめ方が考えられると思う。

- (1) 従来どおり3班構成で検討をすすめていくことにするが、この場合は第3班責任者北條委員退任の補充を行わなくてはならない。
- (2) 先に紹介した1,000人アンケートの結果などを参考にしながら、中間報告以後の状況変化を踏まえて、6月の総会頃までにこのテーマについて改めて各委員の意見をアンケートし、それを整理した上、問題の取扱い方を検討する。

ほかにも考えられると思うが、どのような方法で今後検討をすすめていくか、率直なご意見をお聞かせ願いたい。

ついで、次のような意見交換があった。

- “陽の当たらぬ”研究分野というのは、議論のきっかけとしてはよいテーマと思うが、それよりも、大学が大学らしい研究のあり方を大学自身が積極的に探り詰めていくことが大事ではないかと思う。新聞社のアンケートについては少し距離を置いてみるべきではないかと思う。むしろ、国立大学の特性あるい

は多様性を今後明確にしていく方向に各大学が努力すべき一つの目標があると考えられるので、共通項を括るだけでは意義のあるまとめには近づかないように思う。“陽の当たらぬ”研究分野を主題とした検討については最終結果に至っていないが、一応白紙に戻してはどうか。従って第2案をとりたい。ただ、テーマについてのアンケートは、議論の下敷きにはなるが、委員会としてどの方向にまとめるかを考える場合、議論の中から生まれたものを捉えていく方がよいと思う。

- 新委員も加わったので、これまでの検討結果をまとめていただき、それを基にフリートーキングしてみてもどうか。
- 陽の当たる、当たらないの見方は主観的になるので、客観的な説得力のある基準による陽の当たる、当たらないの区別は大変難しいと思う。感覚的には大変よい表現であるが、客観的な問題とするには適しないと思う。大学における学術研究をいかに展開し発展させるかが緊急の課題であり、そういう方向で検討をすすめるのが基本ではないか。その中には研究費、研究体制、施設・設備等のほか、大学人の意識、対社会の問題等を含めて正しい対応策を講じて、積極的に行動を起こすべきではないかと感じている。議論はすでにかなり尽くされているのではないか。
- 昨年3月8日の本委員会の中間報告を中心に、フリートーキングをしてはどうか。たとえばその中の「改善の具体策」には将来をにらんだ具体的に突っ込んだ意見があるので、これらを基にすれば検討の方向もつけやすいと思う。

以上の意見交換があったのち、委員長より、

昨年3月8日付の「『陽の当たらない』研究分野に関する問題についての検討(中間報告)」も参考に、改めて研究費、研究体制、施設・設備及び大学人の心構え、社会への対応の問題等を含めて今後何回かフリートーキングを重ねて検討をすすめ、最終報告を取りまとめたい。その分担についてはフリートーキングの中で定めることとしたい旨述べられ、了承された。

## 2. 「大学基準協会のあり方に関する第二次中間まとめ」について

委員長より、初めに大学基準協会の設置経緯、組織、事業内容、活動状況の説明があり、ついで、大学基準協会のまとめた「本協会のあり方に関する第二次中間まとめ」は大学にとって重要な問題を含み、国大協としても検討する必要がある、その場合第1常置委員会で議論するのが適当であろうと考えた旨述べられたのち、各項目にわたって説明があった。

ついで、この件について種々意見の交換を行った結果、このまま議論をすすめるには、内容が整っていないと思われるので、「自己評価項目」又は「今後検討すべき事項」等の具体案が

示された段階で本委員会で議論し、意見を整理した上、国大協の意見が反映されるようその取扱いを検討することが了承された。

## 3. 大学審議会大学教育部会における「審議の概要」について

委員長より大要次のように述べられた。

有馬会長から大学審議会大学教育部会における「審議の概要」に指摘されている一般教育の在り方等の問題について、各大学又は各学長の意見を伺い、できれば、これを整理して国大協の意見にまとめたいと思うがどうか、と意見を求められた。スケジュールとしては、3月16日の理事会までにご意見を集め、6月総会までにこれを整理する考えで、各大学長へご意見を伺う際には、すでに大学審議会に発表又は提出された大学・学長のご意見を参考に添付したいとのご意向である。これについてご意見があれば承りたい。

以上について若干の意見交換ののち、会長の提案を了承した。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第1常置委員会

日時 平成2年4月18日(水) 10:30~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 新野委員長

関、河野、長倉、早川、西島、栗屋、久保田、田代、池田各委員  
下沢専門委員

新野委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、専門委員野村文昭前神戸大学事務局長退職に伴う後任の専門委員として坂本好夫神戸大学事務局長、同じく滝澤博三前東京大学事務局長転出に伴い青柳徹東京大学事

務局長を後任の専門委員に委嘱したい旨諮られ、承認された。ついで、出席された両専門委員の紹介があった。

引き続き市川惇信専門委員(東京工業大学教授)のご都合による辞任が了承されたのち、

議事に入った。

〔議 事〕

○ 大学審議会大学教育部会における「審議の概要」について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

さきにご連絡したように、去る3月16日開催の理事会で、「大学審議会大学教育部会の審議の概要」への対応を本委員会が検討することになったので、本日は、多くの学長から寄せられたご意見を踏まえて委員各位のご意見を伺った上、その取扱いについてお諮りしたい。

なお、大学教育部会の今後のスケジュールは、8月中旬頃審議の概要（その2）を総会に報告し、答申は本年12月以降来年春頃までに出す予定とされている。

以上の説明ののち、主として次のような意見の交換があった。

○ 各項目に対して逐条的に意見を述べることは大変難しい。それぞれの内容について、各大学が考えていることに、かなりの幅が感じられる。たとえば、設置基準の弾力化については、基本的な反対の意見はないにしても、その内容によっては幅のある意見がでてくる。

一般教育の充実にしても、どのような形態で充実を図るかでは、それぞれの大学の規模、性格によって異なり、国大協として統一的な考えを纏めることは難しい。

従って、個々の項目について意見をいうよりはむしろこの機会に、国の文教政策、特に高等教育の充実のための積極的な財政政策の推進を打ち出す方がよいのではないかと。

○ 項目のなかには、他委員会にも関わる部分相当あると思われるので、国大協としての提言を纏めるのであれば関連する委員会の意向も反映する必要があると思う。

○ 設置基準の弾力化、大綱化の内容がまだはっきりしない段階では、高等教育のあり方との関わりの方からその内容について意見を述べてはどうか。

○ 大綱化についての総論的部分のほか、大学の規模、性格によって異なる各論を併記することも考えられる。

○ 寄せられた意見を見ると、大学全体で取り組んで出された意見と、学長個人の意見とがある。この委員会が見解を纏めるのであれば、総会に諮る前にその大筋について、各大学の意向を聴く必要があるのではないかと。

○ 各大学に意見を求める場合、設置基準の問題、一般教育のあり方、それに関連した教員組織及び授業科目、卒業要件並びに大学評価等に重点を絞ってきいてほしい。

○ 基本的な問題として財政があるが、その枠組には教官給与等の人件費も含んで考慮すべきである。

○ 財政制度については配分の問題も重要である。一般教育の充実や、大学評価にも関わってくる。

○ 「審議の概要」に限って意見をいうか、財政を含めた基本的問題まで扱うか、がまず問題であるが、後者をとれば、まず大学が直面している問題を調査する必要があると。

○ 基本的には、大学が大学の責任において積極的にいかに実行するかということが問題になると思う。

概ね以上のような意見交換があったのち、委

員長から次のように述べられ、了承された。

本日の審議経過並びに各大学から寄せられた意見を踏まえて、委員長と若干の委員と協議して第1常置委員会としての意見(案)を作成し、各委員のご意見を伺った上、6月の総会に提出

する。なお、その経過の中で、各大学へのアンケートをどのように、いつ行うかを検討することとする。

以上をもって、本日の議事を終了した。

## 第2常置委員会

日時 平成2年2月19日(月) 13:30~15:45

場所 国立大学協会会議室

出席者 末松委員長

小林、福士、菅野、久佐、吉田、太田、青野、武田、潮木、巽、出口、坂田、浅田、迎、松浦、光永、早川各委員

松井、金子各専門委員

(大学入試センター)有江所長、田保橋副所長

(文部省)早田大学入試室長

末松委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに委員に就任された光永大分大学長の紹介があった。

〔議事〕

### 1. 平成3年度第2次試験実施に係る協議事項について

このことについて、委員長の要請で事務局より次のように説明があった。

前回の委員会(元.12.11)において、静岡大学からの協議申出に基づき、同大学の平成3年度第2次試験(「B日程試験」)の試験開始日を3月3日(日)に繰り上げる件についてご協議いただいた結果、これが了承されたが、その後、富山大学及び三重大学から書面をもって同様の趣旨の協議申出があったので、これの取扱いについてご協議いただきたい。

なお、静岡大学には、12月11日付委員長名をもって申出をご了承する旨、別紙回答をご通知したことをご報告申し上げます。

以上のような説明があったのち、両大学の申出の取扱いについて協議が行われた。

その結果、先の静岡大学の場合と同様の理由で、両大学の意向を尊重し、申出を了承することとした。

### 2. 「国立大学・学部への私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査」の結果について

先般実施した、「国立大学・学部への私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査」の集計結果について、これの集計整理にあたった松井専門委員より、配付資料「調査結果集計」をもとに説明があったのち、調査結果の取りまとめ方について協議が行われた。

その結果、統計数値ならびに記述回答の整理等についての指摘を踏まえて、次回開催の委員会までに最終的に「調査結果」をとりまとめることとした。

### 3. 「大学入試センターにおける大学情報提供事業について（中間まとめ）」について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

先般、有江大学入試センター所長から有馬会長宛に、大学入試センターの大学情報提供に関する調査検討委員会がとりまとめた「大学入試センターにおける大学情報提供事業について（中間まとめ）」について、国大協としての意見が求められた。これについて会長から本委員会にその検討を依頼されたので、あらかじめ委員各位にご連絡しご検討願ったところであるが、本日も審議いただく前に、大学入試センターからその背景等についてご説明をお願いしたい。

ついで、大学入試センターの有江所長から、大学入試センターでは、今後、大学情報提供事業を本格的に進めるに当たり、事業のあり方等について調査検討委員会を設置して検討していたが、同委員会より、「中間まとめ」が提出されたので、これについて関係団体のご意見を伺い、その上で最終まとめを行うことにしている旨説明があったのち、田保橋副所長から、配付資料に基づき、①大学情報提供に関する基本的な考え方、②提供する情報の内容、③情報提供の方法、④大学入試センターの当面の具体的事業等の事項について説明があった。

ついで審議に入り、主として次のような意見交換が行われた。

○ ハートシステムを利用し易いよう使用方法、料金等を見直してほしい。

○ 地方大学にとって広汎な大学紹介は困難であり、大学入試センターの情報提供事業に期待するところが大きい。

○ 募集単位ごとの入試情報等受験生に必要なきめ細かい情報の提供を考えてほしい。

○ 推薦入試等との関係を明確にした的確な募集人員の情報を提供する必要がある。

○ 情報提供が受験産業と共鳴しない工夫が必要と考える。

○ ターゲットを進学志望者におくか、あるいは高校の進路指導におくかによって、「的確な情報」の内容が異なるので、その整理が必要である。

○ 高校の学習の継続性の観点から、専門分野ごとに各大学の情報を整理するなど、偏差値指導におちいらぬ幅広い進路指導に配慮してほしい。

○ 内容・方法に各大学の自主性を配慮してほしい。

以上の意見交換ののち、委員長から、本委員会として会長へ検討結果を報告するについては、委員長に一任されたい旨述べられ、了承された。なお、その報告案のまとめを、金子専門委員にお願いすることとした。

### 4. 平成2年度大学入試センター試験実施結果について

田保橋大学入試センター副所長から、平成2年度大学入試センター試験実施結果の概要について、配付資料に基づき説明があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

### 第3 常置委員会

日 時 平成2年4月27日(金) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 松角委員長

藤井, 篠筈, 藤川, 加納, 内海, 松野, 岩佐, 佐野, 蜂須賀, 上寺, 吉田,  
西田, 榎本, 木下各委員

小路, 柳沢, 島田(代理:堀津)各専門委員  
(文部省)喜多学生課長

松角委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、学長交代によって新たに委員になられた佐々木慎一豊橋技術科学大学学長、平川顯名島根医科大学学長、木下和夫宮崎医科大学学長および新たに委員(教員)になられた岩佐幹三金沢大学教授、吉田典可広島大学教授、以上各位の紹介ならびに本日出席の文部省喜多学生課長の紹介があった。

〔議 事〕

#### 1. 就職協定順守問題の今後の方針について

委員長から次のように述べられた。

「平成2年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等について」(配付資料)は、4月20日付で文部省高等教育局長から各国立大学長へ通知したものであり、この平成2年度の大学卒業予定者等に係る就職協定期日などが決定されるまでには、就職問題懇談会、就職協定検討委員会、就職協定協議会特別委員会、就職協定協議会世話人会などの数次にわたる検討を要している。

協定等の要点は、①平成2年度就職協定期日は、8月20日企業等の説明および個別訪問開始、10月1日採用内定開始(以上昨年と同じ)とし、高校生の採用が不利にならないよう十分配慮すること、②業界研究会の期間は、昨年度の空白期間(7/1~8/19)を埋めることを主眼と

して平成2年度は6月1日から8月19日までとし、この研究会の実施方法について大学側と企業側の合同小委員会的なものを設け、ここで細部にわたり検討すること、③求人申込み受理を昨年より40日早め6月1日以降としたこと、等である。

なお、4月20日開催された就職協定協議会世話人会では、企業側から平成元年度に協定順守の乱れがあったことについて反省の言葉があり、鈴木日経連会長から、平成2年度の協定順守に対する企業側の決意の表明があった。また、企業側は昨年と同様「就職協定110番」を設けて、協定違反の防止に努めることとしているが、マスコミ・情報誌に対しては、「8月20日前の企業研究会等の開催について(お願い)」(配付資料)によって日経連代表と大学側代表とが直接協定順守を依頼した。

以上の委員長の説明に続いて、喜多課長が概ね次のように述べられた。

就職協定について、企業側に対しては、企業側が自ら決めた協定を企業が率先して破ることがないようにしていただきたいし、また、大学側に対しては、大学全体の総意で決めた協定であるから、学生に対して協定の主旨の徹底方をお願いするとともに、業界・企業に対する正しい知識を学生に伝える機会を作っていただくこ

とを期待している。

以上の説明ののち、理工系と教育系の就職問題について、概ね次のような意見の交換があった。

- 教育系大学にも一般企業から積極的な求人があるが、教員採用が3月にならないと判らないので、その対応がむずかしい。
- 理工系卒業生特に工学部卒業生に対する教育は如何にあるべきかを考え直す時期にきていると思う。また、大学で高等教育を受ける全分野の学生に、情報処理に関する理解と操作能力を持たせるようなカリキュラムを組む必要があるのではなかろうか。
- 理工系のOBによるリクルートが多くなって困惑している大学もあるようだが、売手市場の現象が落ちつかないと妙案がなさそうだ。ある調査によると、理工系卒業生に対して待遇のよい業種は、銀行・証券、鉄鋼・精密機械、電気、公務員の順となっているが、理工系の製造企業離れは巷間言われる程でなく、むしろ一時期より製造企業に戻ってきていると思う。

## 2. 学生の国民年金加入問題について

委員長から次のように述べられた。

国民年金法の一部改正案の成立については、本年1月5日に委員各位にご連絡したが、来年4月1日から学生の全員加入ということになった。その際の問題点であった扶養者の保険料負担については、過大とならないようどのように配慮するか厚生省と文部省が協議中であり、その結果は、今秋頃具体化されるであろうとのことである。

ついで、喜多課長から国民年金の任意加入制

度の沿革、障害発生時の問題、保険料の負担と免除の仕組等について説明があった。

以上の説明ののち、次のような発言があった。

- 無年金になる学生の割合は少数であるから、特別扱いにできないのか。
- 一般的には学生の保険料は親の負担となるが、従来、サラリーマン家族の授業料免除等における所得認定は極端に不利になっており、今回の保険料免除も同様の基準によらずれば、不公平感はなくなるのではないのか。

## 3. 専門委員の交代について

柳沢専門委員の辞任に伴い、後任として木村孟東京工業大学教授を選任した。

## 4. その他

委員長から、保健管理センターの充実と改善についての今後の方針について、その後の動向を小路専門委員から伺いたい旨の要請があり、同専門委員から概ね次のような説明があった。

前回の委員会では、センターの充実と改善に関する今後の方針は、本委員会のアンケート結果を踏まえて、画一的な省令改正ということではなく、各大学の自助努力によって各大学に適合した方針で改善充実を図るということであったので、その意向を10月13日の国立大学保健管理施設長協議会（保健管理センター長の会議）に伝え討議した。その結果、7大学保健管理センター所長で構成するセンターの充実と改善に関する小委員会を発足させた。この小委員会では、精神健康や留学生の健康問題等とともにセンターの改善・充実に関する最低限の要求事項などについて、アンケート調査を行うことになっている。

以上のように述べられたのち、若干の意見交換があった。

以上をもって本日の議事は終了し、最後に柳沢専門委員より辞任の挨拶があり、閉会した。

## 第4常置委員会

日時 平成2年1月22日(月) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 野村委員長

南部, 谷本, 林, 阪上, 津田, 小出, 山崎, 上原, 下井, 前田, 小野, 俵, 楠田, 井形各委員

熊沢, 中條, 日下, 横澤各専門委員

(文部省)磯野人事課給与班主査

野村委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員(教員)に就任された下井隆史委員(神戸大学教授)の紹介および文部省人事課磯野給与班主査の紹介があった。

[議事]

### 1. 教室系技術職員に関するアンケートのまとめについて

初めに委員長から次のように述べられた。

昨年の秋の理事会、総会にはアンケートのまとめは提出せず、中間報告(第85回総会資料12)の形で概略を報告した。

本日配付の「教室系技術職員の組織化と研修の現況に関するアンケートについて(依頼)に対する各大学の回答のまとめ(案)」は、昨年11月1日小委員会、12月4日専門委員会、12月11日小委員会、本年1月8日小委員会の検討を経てまとめたものであり、アンケートIは中條専門委員、アンケートIIは熊沢専門委員、アンケートIIIは小島専門委員がそれぞれ原案を作成し、その他の小委員会委員が種々の角度から検討されたものである。本日は同案の各項目についてそれぞれ担当した専門委員からご説明願ったう

えご審議をお願いすることにしたい。

ついで、同案について次の各項目の説明があった。

#### 1) 委員長から

1.はじめに

3.まとめ

#### 2) 中條専門委員から

2. アンケートに対する回答の集計結果

(I) アンケートI. 組織化について

##### A. 基本的事項

1. 行(一)技官数からみた大学の規模

2. 教官数と教室系技術職員数との相関

3. 教室系技術職員(総人数)の生年・級分布

4. 行政職(一)教室系技術職員的主要業務内容

##### B. 教室系技術職員の組織化について

1. 各大学での技術職員の組織化についての検討状況

2. 検討または進行していない場合、その理由

3. 検討している(あるいは検討した)



### 学内組織

4. 検討している(あるいはした)学内組織が委員会の場合の構成メンバー
5. 組織としてまとめた(またはまとめようとした)単位
6. 組織化による単位当りの技術職員数
7. 組織化の際の原則
8. 組織化の検討の際提起された問題点や議論
9. 今後の対応についての計画
10. その他組織化について気づいた点

### 3) 熊沢専門委員から

#### (2) アンケートII. 研修Iについて

1. 大学または部局として実施している研修
2. 活性化策として実施している研修
3. 資格取得の目的で他の機関への研修に技術職員を参加させる場合の実態
4. 大学または部局としての技術職員の研修がほとんど行われていないか、または他に比較して少ない理由をどう考えるか
5. 技術研修の目標内容として重要と考えられること
6. 研修充実の上で技術職員の組織化に期待されると思われる役割についての意見
7. 検討中または計画中の技術研修とその実行に予想される困難

#### 4) 委員長から(小島専門委員欠席のため)

#### (3) アンケートIII. 将来に関わって

1. 研修IIの機能とシステム
2. 国立大学の次の施策
3. 本委員会への意見・要望

以上の説明をうけて同案について審議のうち、委員長から、本日いただいたご意見を踏まえて小委員会で検討修正した上、各大学長へ報告することを小委員会へ一任されたい旨述べられ、了承された。なお、その際、本委員会委員名簿を添付することにした。

#### 2. 今後の検討について

次に、委員長から、この技術職員問題については、今後第1常置委員会と本委員会の合同委員会か、または特別委員会を発足させて検討することが考えられるが、とりあえず、第1常置委員会との合同小委員会を開催し、特別委員会設置の必要性があるとの結論に至った際には、その方向で理事会に提案する手順としたい旨語り、了承された。

さらに委員長から、教室系技術職員に関する今後の問題点として、①組織化を専行職の移行へ結びつけること、②移行のための手順を検討すること、③人事院が認める国家公務員採用試験の2種相当の研修とはどのような内容のものか調査研究すること——が考えられる旨発言があり、これらの点について若干の意見交換があった。

#### 3. その他

阪上委員(東京農工大学長)を、本委員会小委員会の構成員に加えることを了承した。

以上をもって、本日の委員会を終了した。

## 第5 常置委員会

日 時 平成2年2月20日(火) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

浜田, 原, 平山, 角田, 山澤, 嶋田, 川島, 山田, 後藤, 金築, 今堀, 土山,  
稲垣, 東江(代理:奥田琉球大学学生部長)各委員  
栗岡, 平川各専門委員

(文部省)小口教育文化交流室長, 鈴木専門職員

太田委員長主宰の下に開会。

議事に先立ち, 委員長より新しく委員に就任された平山郁夫東京芸術大学長, 山澤逸平一橋大学経済学部教授, 川島慶雄大阪大学法学部教授及び稲垣良典九州大学文学部教授, 並びに東江委員の代理出席の奥田佳良琉球大学教授, 更に文部省の小口教育文化交流室長と鈴木専門職員の紹介があった。

引き続き, 委員長よりポーランド国大学学長招致事業について次のような報告があった後, 本日の議事に入った。

ポーランド国大学学長団一行は昨年11月28日に来日の後, スケジュールに従って, 文部省をはじめ日本各地の大学・研究所等を訪問視察され, 12月7日無事帰国された。

〔議 事〕

### 1. 外国大学長招致事業の在り方について

このことについて委員長より次のように述べられた。

外国大学長招致事業は昭和49年に開始して以来, 毎年外国大学長を招致し国際交流の実績を重ねてきている。例年なら, この時期に来年度の招致候補国の審議をしているが, 国大協の中に当事業の見直しを求める意見があり, 会長からもこれの検討依頼があったので, 本日はこれについて協議をお願いしたい。なお, 本日協議

いただくための参考として資料を用意したので, まず平川専門委員より資料の説明をお願いしたい。

続いて平川専門委員より当招致事業の性格について概ね次のような説明があった後, 配付資料「外国大学長招致事業について」に基づき, 当招致事業の見直し案として, 招致対象国, 招致対象者, 視察先の拡大, 又はシンポジウムの開催, 並びに国立大学長の外国派遣事業への変更, さらには当事業の廃止等の説明があった。

当招致事業は文部省の「学者・専門家招致事業」の一環としてその予算の枠内で毎年3名程度の外国の大学長を招致している。

学者・専門家招致事業の趣旨は次のように規定されている。

「諸外国から学者・専門家を招致し, 我が国の関係者との意見, 情報の交換を図り, 併せて我が国の実情を理解するための視察等の機会を提供し, もって我が国の教育, 学術及び文化の向上及び国際交流の推進に資する。」

また, 滞日中の活動として, 被招致者は,

「ア. 我が国の関係者と意見及び情報交換を行うこと。

イ. 講演, 講義等を行い, 又は討論会等に参加すること。

ウ. 教育機関, 学術研究機関, 文化施設等の視察を行うこと。」

と規定されており、かなり広範な国際交流活動ができるようになっている。

以上の説明ののち、概ね次のような意見交換があった。

- 末招致国の中には、今後もっと国際交流を深めるべき国もあるので、例えば訪日中の懇談会をもっと実りあるものにするよう、予め大学の管理運営とか、研究費の問題等協議テーマを設定し、資料も相互に事前入手の上開催する等内容の改善を図り、もう少し招致事業を継続したらどうか。
- 先程の説明にもあったように、招致事業の内容としてシンポジウムや講演会等の開催も可能なので、滞日中のスケジュールにそれを立案するのも一つの方法である。
- 招致者の人員増の予算措置が可能なら、同時に2ヶ国から学長を招致することも考えられる。
- 学者・専門家招致事業の一環として実施されていて予算の枠があり、最近の実績から見て3名程度の招致となろう。ただし、アジア地域からの招致の場合、航空運賃の関係で若干融通がきくかも知れない。
- 現在の事業を、日本の国立大学長の外国派遣事業に変更する場合、予算的には別の費目になると思うが、実現の可能性はあるか。
- 最近の厳しい財政状況を考えると、新たに予算の柱を立てるのは非常に困難であるが、既存の予算の範囲内で考えるなら全く不可能とも言えない。ただし、その場合には国大協として事業の目的や意義を明確にしてもらう必要がある。
- 實際上、時間的に見て来年度からの新規事業の実施は不可能である。現実的な対応としては、基本的には来年度は従来の招致事業を改善する程度に留めることとし、招致国を協議する過程で、例えば従来の比較的固定化した大規模大学を中心とした訪問計画を見直すとか、シンポジウムを開催する等、招致国に見合ったスケジュールを当委員会で作成し、先方に提示したらどうか。なお、新規事業実現の可能性があるなら、当事業の協議と併行して検討したらどうか。
- 現在、日本への留学生の約9割はアジア諸国からの留学生で、今後もこの傾向は続くであろうし、またこれら諸国の大学と国際交流協定を締結している大学も多い。アジア諸国からの留学生の内、特に中国からの留学生が一番多く、日本側も受入れ上種々の問題を抱えているので、来年度は中国から学長を招致し、我が国の教育研究及び留学生受入れの実情等を視察してもらい、留学生問題を協議題として意見交換を行うのも有意義と考える。
- 中国からの留学生の場合、研究留学生や大学教官も多いので、これらの人々も含めた広い意味での留学生問題について協議してほしい。
- 韓国は地理的にも日本に一番近く、更に交流を深めるべき国である。韓国は第2次大戦後、反日感情が強くもっぱらアメリカに目を向けていたが、最近は学会等を通じ日本の学術研究の動向にも目を向け実情にもくわしい。しかし日本留学の実情は帰国した留学生を通じ断片的に聞くのみで、日本の大学関係者との直接的話合いの機会は少ないと聞いている。留学生問題に関し、韓国の学長と話し合うのも有意義と考える。
- 見直し例として、招致国を複数とする案があったが、来年度は中国と韓国の学長を招致したらどうか。

- 現在、中国と韓国は国交がない。同時招聘が可能か否か。
- 同時招聘といっても、中国と韓国の学長はそれぞれ別スケジュールに基づき行動し、滞日中の日本の関係者との懇談の時に合流するだけである。このような機会を設けることにより、両国間の交流が一步でも前進すれば大変有意義と考える。
- 経験から見て、学長職務の関係か、中国の学長が関心を示すのは大学運営の問題で、留学生問題については余り関心を示されなかった。留学生問題をテーマにシンポジウム等を開催するなら、学長以外の適任者を招致したほうがよいのではないか。
- 学長を囲んでの懇談なので、それほど細かい議論に至らなくともよい。事務レベルの話し合いの契機を作る、ないしはその必要性があるという雰囲気を作ることが大切である。また、懇談も、大規模なシンポジウムを開催するのではなく、従来の事業を踏襲し内容の改善充実を図るという考え方でよいと思う。

概ね以上のような意見交換の後、委員長より次のように語られ、了承された。

平成2年度からの新規事業の実施は時間的にも困難であるので、来年度は従来の形の招致事業を踏襲しつつ、訪問大学や訪問機関及び懇談会の開催方法等、受入れ内容の改善充実を図り実施したい。

次に、来年度の招致国だが、中国と韓国より学長を同時に招致（日本の関係者との懇談会には合流するが、それ以外は別行動）することとし、予算や中国・韓国間に国交がない複雑な問題もあるので、これの実現の可能性について文部省でご検討いただきたい。また、同時招聘が

困難の場合は日本への留学生が多い中国の学長を優先して招致することとしたい。なお、具体的な招致スケジュールは招致国が決定した段階で、当委員会で検討の上、相互に実りのあるような案を作成し先方に提示することにした。

最後に、日本の国立大学長の外国派遣事業への変更の件は、国大協として、事業の目的及び意義等明確にする必要があるので、今後継続して審議してゆきたい。

## 2. 留学生問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

前回の委員会において「留学生問題に関するアンケート」調査結果に基づき意見交換を行ったが、本日は前回未審議の学位取得及びカウンセリングの問題について協議をお願いしたい。

これについて概ね次のような意見交換があった。

- 理系の場合、以前と比較し、留学生が学位取得に若劣する傾向も徐々に解消され、日本人学生との差もなくなりつつあるようである。一方、文系の場合は学位に対する伝統的な考え方があり、外国人留学生のみならず日本人学生でも学位取得が困難なことは変わっていないようだ。
- 学位の問題は、大学により、学問分野により、かなり相違がある。私の大学の経済学系も比較的学位を出さなかったが、最近、日本人学生、外国人留学生を問わず、博士課程の単位を取得し修学年数を満たし、かつ、研究者として独立して研究活動を行い得ると認められる者には課程博士号を授与するよう改革を進めている。なお、私の大学では戦前より日本人学生に対して英語による論文作成を認

めていて、現在ではこの制度を留学生が利用している。

- 私の大学も英語による学位論文作成を認めている。また、外国人留学生は学位取得の強い希望を持っており、文科系のため数は少ないが、日本人学生と比べ課程博士の取得率は高い。
- 東南アジア諸国の学生の多くがアメリカへの留学を希望する理由の一つに、アメリカは日本に比べ学位取得が容易ということもある。
- 今後は、論文博士と課程博士の相違を十分配慮し、大学院設置基準等に則して課程博士の学位授与の促進を図るべきである。
- カウンセリングに関してだが、私の大学は3年前に学内措置で外国人留学生指導センターを設置したが、カルチャーショック的な精神的な悩みや病気に罹った際の健康維持の仕方の相談が非常に多いので、保健管理センターと密接な連携をとり、留学生の相談に的確に対応している。
- 3大学に留学生センターの設置が認められたが、留学生専門教官については学部専任でセンター併任を認めるが、日本語・日本事情の教官はセンターの専任の方針のようである。外国人留学生指導センターの場合、教官はどのように処遇されているか。
- 外国人留学生指導センターの教官は日本語・日本事情の教官で、その学問専攻から見て教養部ないしは教育学部の所属が適当と考え、教養部の教授会に諮って任用した。しかし、研究室はセンター内に置き、留学生の相談等の時以外はそこで研究できるよう措置した。
- 留学生センターの日本語・日本事情の教官

はセンターの専任となるが、教官の学問研究の問題もあり、現在のところ日本語・日本事情プロパーという形は取りにくい。やはり、将来的には、教官の学問研究を生かすべく、どこかの学部にも所属させ研究者として立っていけるよう処遇を考える必要がある。

- 現在、私の大学には日本語・日本事情と留学生専門教官がそれぞれ2名配置されているが、あと数名の教官増の措置が見込まれる。その段階では、留学生に対する効率的な業務遂行が図れる留学生センターを設置したいと考えている。しかし、問題は留学生専門教官は講師どまりで、昇任の途がないということである。アンケート回答に「フォーリン・スチューデント・アドバイザー組織を作って、専門的対応をする必要がある」との意見があるように、今後の留学生受入れの増加に伴い、カウンセラーの役割も益々重要となって来るので、今後は専門家の育成が必要である。そのためには、現在の留学生専門教官の講師どまりの制度を改善し、経験を積んだ教官に対して、助教授、教授への昇任の措置を講じてほしい。

概ね以上のような意見交換があり、以上をもって本日の留学生問題についての協議を終了した。

### 3. その他

#### (1) 日本留学フェアの実施について

このことについて、委員長より配付資料「日本留学フェア実施概要報告」に基づき、次のような報告があった。

日本国際教育協会では本年度より、日本の大学関係者が東南アジア諸国に赴き、日本への留学希望者等を対象とする「日本留学フェア」開

催の計画を進めていたが、去る1月21日～28日にわたり、インドネシア・マレーシア・タイの3国で、それぞれ2日間の説明会を開いた。各国の会場とも予想を上廻る1,000名前後の来場者があり、日本の大学の教育研究事情や生活事情等の情報提供を行うことができ、所期の目的を達成することができたとのことである。なお、本年度は自己負担による参加も含め、14の国公私立大学が参加（国立大学は4大学）したが、当事業は来年度以降も規模を拡大して実施する予定である。

## (2) 私費外国人留学生統一試験について

このことについて、委員長より配付資料「平成2年度私費外国人留学生統一試験実施要領」に基づき次のように述べられた。

日本国際教育協会主催による平成2年度私費外国人留学生統一試験が去る12月3日に実施され、東南アジア諸国の学生を中心に2,159名(昨

年は1,604名)の受験者があった。この試験は日本国際教育協会が組織する私費外国人留学生統一試験委員会が実施主体で、私もその委員会に加わっていて、先般開催された委員会では、①統一試験の海外での実施について、②統一試験科目の内容の改善について、③文科系の試験科目「社会」が「世界史」を課していることについて、④多くの大学で日本語能力については「外国人日本語能力試験」を利用しているが、これは入学者選別のための試験でないので、この目的に即した日本語試験を統一試験に加えることについて、などを審議し、本委員会の意見も求められている。

これらの問題について、あるいは統一試験全般に関してご意見があればお寄せいただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 医学教育に関する特別委員会

日 時 平成2年2月5日(月) 13:30～16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井形委員長

東野、前川、吉田、加納、津田、高安、佐野、松浦各委員

高久、小椋、中川、柿本各専門委員

(文部省)小林医学教育課長

井形委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から新たに委員になられた東野修治弘前大学長と再び専門委員になられた小椋秀亮東京医科歯科大学教授の紹介があった。

〔議 事〕

### 1. 報告事項

(1) 文部省の小林医学教育課長から、前回委

員会以降の医学教育関係の動向について、概ね次のような報告があった。

1) 国立大学医学部長会議が昨年10月19日開かれ、外国語科目の基準の弾力化について提言があったが、大学審議会からは、その審議方向からみておそらく医学部長会議の提言を上廻る弾力化の答申がでるのではないかと思う。

2) 大学審議会では昨年12月12日、大学教育

部会・大学院部会合同の医学・歯学関係者との懇談会を開いたが、「医学・歯学関係との懇談における主な意見」（配付資料）は、その時の主な意見を集約したものである。

この懇談会は、今後回を重ねることによって、医学・歯学関係の制度的な特殊性について大学審議会委員の理解と認識を深めてもらうとともに、今後の大学教育や大学院の制度的改善・弾力化・大綱化の検討に際し、医・歯学関係への配慮が期待されている。

- 3) 平成2年度政府予算案は昨年12月決定したが、医学教育関係は「平成2年度医学教育関係予算案主要事項別表」（配付資料）のとおりで、ほぼ昨年並ではないかと考えている。その主な点は、
  - ① 国立大学医学部入学定員減は、関係各国立大学の協力をえて目標を上廻る達成率になった。
  - ② 医学部学外実習費は、昨年度予算の2倍になった。
  - ③ 救急部の整備は、2年後に迫った週休2日制との絡みで土曜日休診に対する対応である。
  - ④ その他、学科、講座、教育実習施設、診察科の増がある。などの点であるが、予算の成立は選挙後の状況で若干遅れるのではないかと思う。
- 4) 臨時脳死及び臓器移植調査会設置法が昨年12月8日に公布され、本年2月1日から施行になるが、15名の委員は国会の承認が必要なので、実際の活動がはじまるのは3月以降であろう。
- 5) 国際保健医療協力の拡充に関する三省会議（文部省・厚生省・外務省）が、昨年12

月24日に発足し、幹事会を月1回程度開いて随時局長クラスの正式会議をもつ予定である。ここでは3月を目途に医療協力の改善のための暫定案をつくることになっている。

- 6) 厚生省から昨年11月24日に医（歯）師国家試験の替玉受験防止策について通知が発出された。
- 7) 厚生省は本年1月19日「21世紀をめざした今後の医療供給体制のあり方」（配付資料）を公表したが、そのなかで注目する点は、医療供給体制の具体的な制度的位置付けとして、老人等長期間にわたる入院患者が主となっている病棟（病棟群）と、医療の最先端を担う高次機能病院を類型化する方向を示唆している点であるが、厚生省はまだ紹介外来患者制度の考え方を根強くもっているため、この関係からも今後検討していくことになろうと考えている。
- 8) 厚生省では、医（歯）師国家試験の改善のための検討を行うことになっており、出題科目、問題形式、発表の迅速化などが検討項目となろう。また、卒前の臨床実習についても近く検討されることになっている。
- 9) 日本医師会では、臨床研修懇談会が昨年9月12日に中間報告を出し、本年3月頃に本報告を公表することになっている。また、医学教育委員会が発足し、年2回程度開催する由である。
  - (2) 前川委員から、「大学審議会大学院部会・大学教育部会の医学・歯学関係者との懇談」について、次のような報告があった。

先刻、小林課長から報告のあったこの懇談会

には、文部省から出席方の要請があったので、個人の資格で参加した。医学・歯学関係出席者及び懇談の概要は別紙配付資料をご覧願ひ参考にさせていただくが、この懇談会に限らず、今後、医学教育に関する会議等に出席する場合は、本委員会にご報告したいと考えているのでご了承願ひたい。

(3) 柿本委員から、本日の「中間報告」の審議の参考として、愛媛大学医学部11年間の卒業生を対象に実施したアンケートについて、配付資料に基づき、勤務機関別の研修効果、卒業生の第1回目及び現在の就職機関別並びに出身高校別の就職地域等の集計結果の報告があり、総合病院の研修効果からみて、そのティーチング・スタッフの不足に対する整備充実が望まれる旨指摘があった。

## 2. 大学病院における卒後臨床研修(中間報告)について

初めに委員長から次のような説明があった。

本日、審議をお願いする「大学病院における卒後臨床研修(中間報告案)」(配付資料)は、予め各委員へ送って意見等を求め、それによって2回の修正を経たものである。これについて自由にご討議をお願いしたい。

ついで、大要次のような意見の交換があった。

- この報告書のねらいがどこにあるか、簡潔に示す必要がある。
- 臨床研修問題は各方面で議論されているが、その情報を的確に分析した上で、国立大学の立場からこうあってほしいと提言することも必要ではなかろうかと思っている。
- 卒後臨床研修の拡充について、今日まで各

方面から提言がありながら、なぜ実行できなかったのか、その事情を探る必要があると考えた。それは慣習から脱けられないところがあり、その状況を述べてある。

- 関連病院は、個々の診療科同士の関連病院でなく、大学病院としての関連病院の形が望ましい。
- 財政事情のわるい現在、関連病院群と協調して研修体制を整える必要がある。
- 地域医療体制の中で国立大学が中心的役割を担わねばならない。
- 関連診療科をローテートする臨床研修を定着させるためには制度上義務付ける必要があるのではなかろうか。
- 卒後臨床研修の目標を認定医資格の取得におくのは、いかがなものか。
- 学会別の認定医制度の性格を明らかにすることが必要である。
- この報告書の位置付けをはっきりさせた方がよい。
- 今後、医学進学課程問題、医学系大学院問題・及び医師の生涯学習における大学病院の役割などの問題を取り上げれば、今回の報告書と併せて、医学教育に関する当面の諸問題の検討を完結させることができよう。
- 全体を短くインパクトを強め、結論は項目としてはどうか。
- 要約を付すか、勧告的なものを記してはどうか。

以上の意見交換ののち、委員長から、本日伺ったご意見を踏まえて第3次案を作成し、委員各位のご批判をいただいた上成案を得たならば、これを医学部出身の国立大学長に送付し、その賛同を得て6月の総会に提出したいと考え



ている旨述べられ、了承された。

### 3. 委員の交代について

学長の任期満了によって退任された川井健委

員の後任として、塩野谷祐一一橋大学長を選任することとした。

以上で本日の特別委員会を終了した。

## 大学院問題特別委員会

日 時 平成2年4月26日(木) 14:00~16:30  
場 所 国立大学協会会議室  
出席者 高橋委員長  
藤井, 前川, 関, 太田, 土山各委員  
下沢, 宇賀治, 馬上各専門委員

高橋委員長の主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より「各国立大学学部、大学院調(平成2年4月現在)」及び新潟大学・金沢大学・岡山大学が取りまとめた「人文・社会科学系大学院(博士課程)の在り方に関する調査研究報告書」を今後の審議の参考資料として配付した旨の説明があった。

〔議 事〕

### 1. 専門委員の交代について

このことについて委員長より次のように諮られ、了承された。

この度、岡山大学事務局長の城倉専門委員が東京工業大学に転任されたので、新たに岡山大学事務局長に就任された馬上眞平事務局長に専門委員の交代をお願いしたい。ご了承いただければ、本日の委員会より出席いただくことにしたい。(同専門委員出席)

### 2. 「大学審議会大学院部会における審議の概要について」に対する意見について

このことについて委員長より次のように述べられた。

前回委員会で大学院部会の「審議の概要」に

ついて、当特別委員会委員の意見を私宛提出願うこととし、その後委員各位から多くの貴重な意見が寄せられたので、それを整理した文書を昨年12月13日付で委員各位に送付した。本日はこれの取扱い方及び取りまとめ方について協議いただきたい。

以上のような説明のあったのち、これについて主として次のような意見交換があった。

○ 先般開催の理事会(3月16日)で、大学教育部会の「審議の概要」に関する意見の取り扱い方を協議した結果、国立大学協会として統一的な意見にまとめるか否かも含め、第1常置委員会に検討依頼があった。これをうけて、4月18日に第1常置委員会を開催し協議した結果、第1常置委員会の意見をまとめるにしても国大協の見解として発表するには各国立大学の意見を伺う必要があるということとなった。

○ 当特別委員会としては、大学院部会の「審議の概要」に関し大学審議会の今後の進め方等を勘案し、見解を提出すべきと考える。

○ 大学院部会の「審議の概要」は、学位制度の見直し、学位授与機関、大学院の評価と重

点的整備, の3項目で問題点も絞り込めるので, 委員の提出した意見を基に見解を取りまとめ, 第1常置委員会のように各国立大学の意見を聞くか否か等, その取り扱い方は理事事に諮ったらどうか。

- 本日の配付資料に「審議の概要」に対し各委員から寄せられた意見を「I 学位制度の見直しについて」「II 学位授与機関について」「III 大学院の評価と重点的整備について」の項目順に整理してあるが, これに本日の意見も追加し見解として表明すべきと考える。
- 「審議の概要」のIとIIはアンケート調査も行い考え方も割合明確に示され検討も進んでいるようであるが, IIIはまだそれほど検討が進んでいるようには見受けられない。IIIについては積極的に意見を述べるべきと考える。
- 「I 学位制度の見直しについて」の中で, 博士の学位の見直しの4つの案及びそれに対する各研究科のアンケート調査結果が出ているが意見は分かれている。しかし, A案とB案の, 博士か学術博士のいずれかに統一する案より, C案, D案のように個別博士と学術博士の併存に賛成する意見の方がはるかに多く, 「審議の概要」のまとめとしては, 学位規則上は単に博士として, 学位記では各大学院の判断で専攻分野等の名称を表示することができるとしているが, そのガイドラインなどが必要と思う。
- 当特別委員会の委員の意見としては, 当分の間, 併存方式で行い, いずれかの時期に博士又は学術博士に統一すべきという考えが多かった。
- 過渡期には混乱や不満が生じようが, いく

れかの時点で博士(専攻分野)又は学術博士(専攻分野)のいずれか一つに統一すべきである。

- 「II 学位授与機関について」だが, その必要性は明確ではなく, 慎重に対処してほしい, という程度は見解に盛り込んでほしい。
- 仮に, 大学以外の学位授与機関が設置されたとしても, 現在の学位授与の水準に混乱が生じては困るので, 認定のレベルについては十分に整合性を保つことが必要である。
- 「III 大学院の評価と重点的整備について」だが, 大学院評価の必要性は認めるが, まず初めは自己評価から始めるべきと考える。なお, 自己評価を公開すれば, それは自ずと他から客観的に評価されることになる。
- 大学院が設置されても, 当初は整備されたものではないので, 各大学院は努力を重ね段々と整備充実を図っているのが実情である。IIIにおいて外部機関による評価の実施に触れているが, 評価の際には当該大学院の設置後の経過を十分に配慮の上実施すべきである。
- 適切な評価に基づく大学院の重点的整備の必要性は認めるが, その前提条件として, 評価の基準をどこに設定するかが非常に重要な問題である。各大学院のレベルの向上を図るべきであり, そのような措置をせずにこれを導入すれば, 人員及び施設設備等が十分でない大学院は整備充実の可能性がますます少なくなる。
- 社会のニーズや時代の流れに直接かかわる学問分野と現在第1常置委員会で検討している, いわゆる“陽の当たらない”学問分野がある。現在の社会は実利的で, 脚光を浴びる華やかな学問分野は益々高い評価を受ける

が、そうではない学問分野は冷遇される傾向にある。やはり学問は全体的な発展が必要であるので、特に“陽のあたらない”学問分野への十分な配慮が必要と考える。

- 評価は一律の基準で実施するのではなく、例えば学問専攻分野毎に、研究業績、社会的活動等、様々な視点から適切に評価すべきである。なお、教育業績の評価は非常に困難な課題である。

概ね以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられ、了承された。

委員各位からの意見及び本日いただいた意見等も踏まえ、原案を取りまとめて委員各位に送付し、原案についてのご意見を伺った上で6月1日開催の理事会に見解(案)を提出し、各国立大学にこれに対する意見を聴取するか否かを含め、その取扱い方を理事会に諮りたいと考える。

以上をもって本日の協議を終了した

## 学術情報特別委員会

日 時 平成2年2月2日(金) 14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 小林委員長

藤川、渡辺(代理:倉田千葉大学教授)、黒田、太田、林、早川、本多、安藤各委員

長澤専門委員

井上臨時専門委員

小林委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、渡辺委員の代理として出席の倉田千葉大学教授の紹介があった。

〔議 事〕

### 1. 複写権問題について

このことについて、委員長より概ね次の通り述べられた。

今回も引続き複写権問題についてご審議願うことにしているが、前回の委員会では、この問題を各国立大学に周知させる必要もあり、複写権に対する大学としての考え方を纏めることにご賛同いただいた。これに基づき前回伺ったご意見も踏まえて、黒田委員に複写権問題に対する大学の基本的な見解案を纏めていただいたので、それをご説明願ひ、つづいて同案及びその

取扱いについてご意見をお聞かせ願ひたい。

ついで黒田委員から、配付資料「大学における文献複写と著作権の問題についての見解(案)」は、本委員会の議論を纏めるとき参考となるように作成したものである旨述べられ、大要次のような説明があった。

1) 複写権センターが発足すると、法的処置で凍結されていた附帯条項が解除され、自動複写機器による文献複写が問題となってくる。現在の情勢は、実務的な観点から著作権料徴収が議論される傾向にあり深い憂慮を覚える。著作権は大いに尊重されるべきであるが、複製機器を用いての文献複写は、大学の研究・教育にとって不可欠な要素であり、慎重な検討が強く望まれる。

2) 大学図書館に関する問題としては、「大学図書館間の文献複写サービス」について、複写センターとの見解の相違があるが、大学図書館ネットワークの構築推進を阻害しないよう配慮が強く望まれる。

3) 大学図書館以外については、大学における学術的文献の複写を行う場合、その行為が図書館職員によって行われるか、あるいは研究者自身、ないしはその依頼を受けた者が行うかに関係なく、著作物の公正使用の範囲内にあると理解してきた。この解釈は国際的にも確立しているといえよう。従って、我が国の著作権法では米国のように「非営利的研究のための複写」は明確な形で取り上げてはいないが、著作権法第30条で適用を除外している「個人的使用」には大学研究者の研究のための文献複写も含まれるものと考えてきた。しかし、昭和59年の法改正により第30条に「公衆の利用に供する自動複製機器による複写」は適用除外から外すとの規定が加えられた。これによって大学図書館の文献複写サービス以外は、すべて著作権侵害であるという見解もあり、これが今後複写権センター側と大学側の争点になるものと考えられる。

4) 勿論、著作権は十分保護されなければならないが、学術文献の研究・教育のための複写が公正使用の範囲内に該当しないと判断されると、わが国の学術の発展に障害となるばかりでなく、国際的慣習にも反することになる。大学における文献複写の中には公正使用に該当しないものもあるので、複写センターと大学が複写に関する包括契約を結んだ方が問題の処理が簡単であるという見解もあり得るが、著作権問題は国際的視野に立って処理することが要請される性格のものであり、著

作物の公正使用とは何かという根本問題に遡って検討することを強く要望したい。

以上の説明ののち、大要次のような意見交換があった。

- 法的には難しい問題であろうが、附則第5条の2の経過措置が撤廃されても「個人の利用」は優先されるという見方もある。しかし、大学本来の管理、運営上のための複写は、著作権法違反になるのははっきりしている。国大協として見解を出すならば、原則を明確にし、研究者全体の立場から訴えるのがよいと思う。
- アメリカの著作権関係法令には、「排他的権利の制限」として研究を目的とする著作物の公正使用は著作権の侵害にならない旨明記されているが、我が国の著作権法では明確な規定はない。そのため、大学図書館間の文献複写サービスも理解されない状況で、この点危機感を持つ。大学における学術研究のための複写が、公正使用の範囲内で著作権法侵害には該当しないと的前提に立てば、その他は技術的な問題として解決できるであろう。
- 日本複写権センターから正式に検討依頼がない段階では、あまり実務的な対応をせずに、国大協としてフィロソフィーを打ち出すべきである。
- 学術情報ネットワークあるいはデータベースの利用に関する複写についても問題がある。
- ニューメディアに関連する複写権問題については、アメリカでも十分な検討が行われていないようである。
- 現時点では、ニューメディアに踏み込まないで、コピー機による文献複写に限って、少

なくとも大学等非営利的研究機関における研究のための複写は公正使用であるとの立場を確立すること、そこに焦点を絞った方がよいと思う。

- 研究のための公正使用について、国大協として問題提起するのは意義があるが、著作権法第35条に関連する教育利用についても考え方を纏めておく必要があるのではないか。
- 関係方面へ問題提起するほか、各大学内でも検討してもらう必要があるので、見解の纏めは遅くならない方がよいと思う。
- この見解案は要点をよく掴んでいるので、若干の補足だけでよいのではないか。

以上の意見交換のち、委員長より次のように述べられ、了承された。

黒田委員の纏めた「大学における文献複写と著作権の問題についての見解(案)」を基に、本日伺ったご意見を踏まえ、関係法規に精通した教官の意見も加えて原案を作成し、本委員会で

成案とした上、理事会の議を経て総会に提出したい。

## 2. 委員の退任について

委員長から、来る3月末をもって学長の任期満了に伴い本委員会委員を退任される本多委員(豊橋技術科学大学長)に謝辞が述べられたのち、後任委員については他にも委員補充を行わなくてはならないので、後日一括協議したい旨述べられ、了承された。

## 3. その他

委員長より、本委員会では昨年夏以降著作権問題についてご審議願ってきたが、この間学術情報ネットワークの整備も進められているので、今回はこの問題も議題としたい旨述べられた。

次回の委員会は5月14日に開催することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 教員養成制度特別委員会

日 時 平成2年4月27日(金) 10:30~12:40

場 所 国立大学協会会議室

出席者 関委員長

谷本、篠筈、椎名、将嶺、潮木、武田(代理:水谷三重大学教育学部長)、

蜂須賀、金築、今堀、金谷、岡本各委員

山田、関口各専門委員

関委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、武田委員の代理として出席の水谷三重大学教育学部長の紹介があった。

ついで委員長から、教育職員免許法の一部改正により、高等学校の免許に係る教科「社会」が「地理歴史」及び「公民」に改められたことに伴う施行規則改正に関する文部省のヒアリン

グに応じ、その際、多くの大学から寄せられた意見を文部省に提出した経緯が述べられたのち、本日の議題である「大学における教員養成」に関する調査(第一次報告)に引き続くアンケート結果の取扱いについてご審議願う旨述べられ、議事に入った。

## 〔議 事〕

### 1. 今後の本委員会の審議内容について

#### ——第一次報告に引き続いたアンケート結果の整理と検討について——

委員長より、アンケート結果の整理と検討に当たっている小委員会委員から検討状況についてご説明願いたい旨述べられ、初めに山田専門委員からこれまでの検討状況と今後の方針案について次のような説明があった。

新免許法は大きな制度改革であり、これに対し、今後教員養成をどのように展望するか、そのような観点から纏める報告書作成の基礎作業として、昨年大学にアンケート調査をお願いした。このような認識のもとに実施した調査なので、最終目標としては、調査結果を分析・検討し、大学における教員養成の基本方針を立てる指針ともなるような報告書ができればと考えている。ただ、調査は多岐にわたり、分量も大変多いので整理に手間取っているのが現状である。第一次報告では、免許制度改正をめぐる問題、教員需給の推計、国際化、情報化、教員の資質向上に関する教育行政の問題に焦点を当てたが、この6月に予定している第二次報告では、①教員養成のための教育内容、②一般大学の教員養成の役割、の2本の柱を中心に調査結果を分析するとともに、第一次報告に含まれていた情報化等のその後の展開も加えることを検討している。なお、続く第三次報告は、残っている教員養成の諸問題について整理し、最終報告では国大協としての基本的な考え方と改善方策を纏めることが考えられる。

ついで、引き続き同専門委員より、第二次報告で扱う項目として①一般大学の教員養成における教育学部の役割、②教職課程センターの設

置計画等、③教育学研究を主とする「教育学部」のあり方、④一般大学における教員養成の将来等、⑤大学と教員採用、⑥大学と教員の研修、等についてアンケート結果の概要の説明があった。

続いて金谷委員より、教育系大学・学部における教員養成教育に関して、①課程別カリキュラム・課程編成の特色等、②教育原理、教育心理学等の実態と問題点、③教材研究、教科教育法等の実態と問題、④教育実習の問題、等について各大学の回答内容とその分析の説明があった。

以上の説明について、概ね次のような意見交換が行われた。

- 教育実習については、3年次に実施し、4年次に集約する大学が多いようであるが、実習校側からは3年次では指導力に欠けるといふ強い意見も寄せられており、反対意見も多く、問題を残している。
- 教員需給の調査について、前回の報告では概数の結果のみの記載で見づらいので、第二次報告では都道府県別のグラフで示したい。
- 教員養成学部における情報教育をどのように充実させるかが問題ではないか。
- 今回のアンケート結果をみても、一般大学の場合は、教職教養として情報教育をどう位置付けられるかについては検討されていない大学が多い。教員養成学部の場合は、位置付けてはいるが、内容がはっきりしていないのが現状である。ただ一部の大学からは、小・中学校での情報教育をどう位置付けて内容を整備したらよいかの問題であるとの提言があった。この委員会で情報教育について、何らかの提言をするならば、時間をかけて討議し

なければならぬと思う。

- アンケートで残されている部分を検討し、余裕があれば、情報教育でどのような問題点を提言することができるかを検討し、場合によっては、6月以降に持ち越し議論してはどうか。
- 一般学部における教員養成の役割は変わらないという回答が多くなっているが、どのような教員養成を目指しているのか、その具体的内容が分からない。又大学と教員の研修では、一般大学が現職教員に対して、どの程度の負担増を考えているのか、その内容を知りたい。
- 回答数は、選択肢の立て方とも関係があることを念頭においたうえ、記述された内容に注目したい。

以上のような意見交換ののち、委員長より次のように述べられ、了承された。

さきほど山田専門委員が述べられたようなアンケート調査結果の取り纏め方についてご了承が得られれば、午後開かれる小委員会で、ご摘のあったご意見を踏まえて細部にわたっての詰めを行い、国大協総会に向けて第二次報告案の纏めの作業に入り、5月に委員会を開き、原案についてご審議願うことにしたい。

なお、岡本委員から、教育委員会に対するアンケート調査の際、提供を受けた資料、初任者

研修のテキスト、教員採用公募条件、さらに教員資質向上連絡協議会報告等の検討状況について報告があった。

## 2. 委員の補充について

このことについて、委員長から次のように諮られた。

安永委員(福岡教育大学長)、志賀委員(大分大学長)には、学長任期満了により退任されたので補充をいたしたい。ついでには、後任として同じく九州地区から田代高英福岡教育大学長、光永公一大分大学長にお願いしたい。

又、小林委員(京都大学教授)には、本年3月停年退官されたことにより本委員会委員も辞められたが、近畿地区からは山田、関口両専門委員が参加しているので、このことを考慮のうえ、次回お諮りしたい。さらに、北海道・東北地区から参加の小松委員(宮城教育大学教授)には、公務の都合により辞任のお申出があったので、お認めすることとし、後任には、同地区からご推薦のあった横須賀薫宮城教育大学教授を委員として補充したい。

以上、協議の結果承認された。

なお、新委員については、次回理事会に諮って追認を得ることとした。

次回会議を平成2年5月24日(木)に開催することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

## (第72回) 入試改善特別委員会

日時 平成2年3月16日(金) 10:30~12:30

場所 学士会分館6号室

出席者 熊谷委員長

伴、渡部、前川、太田、永田、松井、元木、新野、細川、高橋(克)、

高橋(良)各委員

(大学入試センター) 田保橋副所長

(文部省) 泊大学課長、早田大学入試室長

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、オブザーバーとして出席の大学入試センターの田保橋副所長及び文部省の泊大学課長、早田大学入試室長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

### 1. 委員の補充について

このことについて、委員長から次のように諮られた。

「昨年10月以降、田中委員(東京工業大学長)及び川井委員(一橋大学長)が学長の任期満了にともない本委員会委員を辞任され、また、永田委員(京都大学教授)はこの3月末日をもって定年退官のため本委員会委員を退任される。については、その補充についてお諮りするが、さしあたりは、従来の慣例もあるので、本委員会と密接な関係にある第2常置委員会の委員長に就任された末松東京工業大学長に本委員会委員をお願いし、その他の委員補充については改めて協議することとしたいが、いかがか。」

この委員長提案は異議なく承認され、末松委員補充の件を本日午後開催される理事会に諮って追認を得ることとした。

### 2. 大学入試センター試験の実施結果等について

大学入試センターの田保橋副所長から、平成2年度大学入試センター試験の実施結果、及びそれに関して国公立各大学から寄せられた主な意見について、配付資料に基づいて説明があったほか、科目間の得点調整について大学入試センター試験協議会で検討した結果、得点調整は実施しないこととし、これを1月18日に公表した旨の報告があった。

### 3. 国立大学の入試制度の検討について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「昨年6月の総会において、有馬会長は、国立大学の入試制度については、ここ当分の間、現行制度に大きな変更を加える考えはない旨の意向を表明され、その後の記者会見で、当分の間とは3年間程度との考えを明らかにされている。現行の連続・分離分割両方式の併存制が必ずしも最終的なものとは考えないが、いま暫くの間はこれを続けて様子を見る必要があるというのが、国立大学の大方の意見ではないかと思う。一方、大学審議会においては、大学入試のあり方について、中長期的に検討する『大学入試に関する専門委員会』を平成元年11月に発足させ、また、中央教育審議会に設置されている『学校制度に関する小委員会』でも、後期中等教育の改革に関連して高等教育との接続の課題を



取り上げて検討が行われている。

このような情況の中で、今後、本委員会として国立大学の入試制度についてさらに検討を進めていくに際して、文部省から、両審議会の入試に関する審議状況等についてご説明いただくことにしたい。」

ついで、文部省の泊大学課長から、大要次のような説明があった。

「大学審議会は、臨時教育審議会が大学を中心とする高等教育のあり方を恒常的に審議する機関としてその創設を提言されたのをうけて昭和62年9月に設置されたもので、同審議会の中には、大学教育部会、大学院部会及び高等教育計画部会の各部会のほかに、大学入試について、平成元年11月大学入試に関する専門委員会が設けられた。

この大学入試に関する専門委員会は、審議会直属として設置され、大学入試制度のあり方について中長期的課題として専門的に調査研究を行うこととしており、現在までに2回委員会を開催したが、検討の方向はまだ出ていない。

なお、同委員会が設けられた経緯は、平成元年3月14日開催の大学審議会総会に、西岡文部大臣から特に重要課題の一つとして『大学入試制度のあり方についての改善方策』について審議要請があったことに基づくものである。

次に中央教育審議会については、平成元年4月24日付けで西岡文部大臣から同審議会に対し、新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について、①後期中等教育の改革とこれに関連する高等教育の課題、②生涯学習の基盤整備、の2点の諮問があったのをうけて、学校制度に関する小委員会及び生涯学習に関する小委員会を設置し、それぞれ審議事項の検討を進めている。このうち、学校制度に関する小委員会では、

後期中等教育の改革と関連して、後期中等教育と高等教育との接続の改善を図る観点から、高等学校教育と大学の一般教育との関係、4年制高等学校の卒業生等に係る大学の修業年限のあり方のほか、入試時期の繰り下げなどについて、大学審議会との関係を考慮しつつ、検討することとしている。」

以上の説明があったのち、概ね次のような意見の交換があった。

- 国大協として大学入試のあり方について根本的に検討する場合、本委員会がそれに当たるか、それとも別の新たな組織を設けてそこで検討するか、を決めなければならないが、いずれにしても大学関係以外の分野の方々の意見も聞いて問題点を整理し、中長期的に本協会として入試制度のより良き方途を見出す努力をしていくべきであろう。
- 大学入試のあり方を検討するには、入試結果を分析し、そのデータを踏まえたうえで検討していくことが必要であると考えられるので、本委員会とは別に、あるいは本委員会のもとにプロジェクトチームを置き、そこで大学入試問題の研究者の協力のもとに検討を進めていくようにするのがよいのではないか。
- 国立大学入学者選抜研究連絡協議会（入研協）や大学入試センターでは、入学者選抜方法等について長年研究されているので、国大協として入試のあり方を検討していくにあたっては、今後、同協議会の協力を得ることも有効であろう。
- 共通第1次学力試験の導入を検討する際、文部省の予算措置を受けて別の委員会を設けてそこで調査研究を進めて報告書をまとめた経緯がある。今後、大学の入試のあり方につ

いて多角的に検討して報告書をまとめようというのであれば、やはり、何らかの別の組織を新たに設ける必要があるのではなかろうか。

- 入研協，大学審議会及び中教審など各方面から大学入試に関する意見を収集整理し，それらをも踏まえて国大協として大学入試のあり方を検討しまとめていく必要があるが，本委員会でそれを担当することとしてはどうか。

以上のような意見交換があったのち，委員長から，この問題について，どういう方向で進んでいけばよいか，会長ともご相談するが，次回以降，引き続き検討することにしたい旨述べられ，了承された。

以上をもって本日の議事を終了し，最後に委員長から，来る3月末日に退任される永田委員に対し謝辞が述べられ，閉会した。

## ／ 諸 会 合 ／

平成2年1月～4月

- |          |       |                   |
|----------|-------|-------------------|
| 1月8日(月)  | 13:30 | 第4常置委員会小委員会       |
| 22日(月)   | 13:30 | 第4常置委員会           |
| 27日(土)   | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会   |
| 2月2日(金)  | 14:00 | 学術情報特別委員会         |
| 5日(月)    | 13:30 | 第4常置委員会小委員会       |
|          | 13:30 | 医学教育に関する特別委員会     |
| 19日(月)   | 13:30 | 第2常置委員会           |
| 20日(火)   | 13:30 | 第5常置委員会           |
| 21日(水)   | 10:30 | 第1常置委員会           |
| 23日(金)   | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会   |
| 3月16日(金) | 10:30 | 入試改善特別委員会         |
|          | 13:30 | 理事会               |
| 4月16日(月) | 14:00 | 学術情報特別委員会打合せ会     |
| 18日(水)   | 10:30 | 第1常置委員会           |
| 23日(月)   | 13:30 | 第4常置委員会小委員会       |
| 4月26日(木) | 14:00 | 大学院問題特別委員会        |
| 27日(金)   | 10:30 | 教員養成に関する特別委員会     |
|          | 13:30 | 教員養成に関する特別委員会小委員会 |
|          | 13:30 | 第3常置委員会           |

# 予 算 ・ 決 算

## 平成元年度国立大学協会歳入歳出決算

平成2年6月1日理事会

平成2年6月第86回総会

科 目	予算額	流用額	予算現額	決算額	差引額	摘 用
[歳入の部]	169,500,000	0	169,500,000	171,496,627	1,966,627	
(1) 会 費	142,717,000	0	142,717,000	142,717,000	0	96大学会費
(2) 預 金 利 子	900,000	0	900,000	2,535,566	1,635,566	銀行預金(定期、普通)利子
(3) 雑 収 入	83,000	0	83,000	442,211	359,211	「教養課程の改革」頒布収入等
(4) 前年度繰越金	25,800,000	0	25,800,000	25,801,850	1,850	
[歳出の部]	169,500,000	0	169,500,000	132,796,627	36,703,373	
1. 事業費	71,800,000	0	71,800,000	63,129,956	8,670,044	
(1) 総 会 費	4,600,000	0	4,600,000	4,544,586	55,414	総会・事務連絡会議の会場費等
(2) 役員会費	800,000	0	800,000	683,844	116,156	理事会・幹事会経費
(3) 委員会費	2,000,000	△ 134,464	1,865,536	1,613,980	251,556	
(4) 会報発行費	3,800,000	△ 27,720	3,772,280	3,041,785	730,495	国大協会報の印刷費等
(5) 調査研究費	4,000,000	134,464	4,134,464	4,134,464	0	会議資料印刷費等
(6) 会議旅費	53,000,000	0	53,000,000	46,112,320	6,887,680	総会その他会議出席旅費
(7) 図書・資料頒布費	100,000	27,720	127,720	127,720	0	「教養課程の改革」の印刷費等
(8) 通信費	2,000,000	0	2,000,000	1,472,116	527,884	
(9) 国際交流費	1,500,000	0	1,500,000	1,399,141	100,859	訪日外国学長団関係旅費
2. 事務費	71,100,000	607,688	71,707,688	69,666,671	2,041,017	
(1) 諸 給 与	55,600,000	0	55,600,000	54,599,963	1,000,037	事務局10人分の俸給、諸手当
(2) 備 品 費	100,000	211,616	311,616	311,616	0	
(3) 借 用 費	3,500,000	607,688	4,107,688	4,107,688	0	事務局土地建物借料
(4) 消 耗 品 費	700,000	0	700,000	489,532	210,468	
(5) 旅費・交通費	2,700,000	0	2,700,000	2,363,540	336,460	職員の通勤費、事務連絡旅費等
(6) 庁用諸費	2,200,000	△ 211,616	1,988,384	1,803,976	184,408	光熱水料その他
(7) 被保険者事業主負担金	3,500,000	0	3,500,000	3,190,356	309,644	社会保険事業主負担金
(8) 退職給与引当金	2,800,000	0	2,800,000	2,800,000	0	
3. 予 備 費	26,600,000	△ 607,688	25,992,312	0	25,992,312	
翌年度繰越額					38,700,000	

平成2年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

平成2年3月16日理事会  
平成2年6月第86回総会

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
[歳 入 の 部]	千円 182,883	千円 169,500	千円 13,383	
(1) 会 費	142,563	142,717	△ 154	96大学会費
(2) 預 金 利 子	1,600	900	700	定期・普通預金利子
(3) 雑 収 入	20	83	△ 63	
(4) 前 年 度 繰 越 金	38,700	25,800	12,900	
[歳 出 の 部]	182,883	169,500	13,383	
1. 事 業 費	74,800	71,800	3,000	
(1) 総 会 費	4,800	4,600	200	総会・事務連絡会議各2回会場費 その他諸経費
(2) 役 員 会 費	900	800	100	理事会・幹事会経費
(3) 委 員 会 費	2,200	2,000	200	各委員会等の会場費その他諸経費
(4) 会 報 発 行 費	3,800	3,800	0	会報年4回発行 印刷製本・謝金・送料等
(5) 調 査 研 究 費	4,500	4,000	500	
(6) 会 議 旅 費	55,000	53,000	2,000	総会・理事会・その他 各委員会等会議出席旅費
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	100	100	0	
(8) 通 信 費	2,000	2,000	0	
(9) 国 際 交 流 費	1,500	1,500	0	訪日外国学長団関係経費
2. 事 務 費	73,800	71,100	2,700	
(1) 諸 給 費	57,000	55,600	1,400	職員10人分の俸給・諸手当
(2) 備 品 費	200	100	100	
(3) 借 用 料	4,500	3,500	1,000	事務局建物の借料
(4) 消 耗 品 費	700	700	0	
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	2,700	2,700	0	職員通勤費・事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	2,200	2,200	0	光熱水料その他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	3,500	3,500	0	職員加入社会保険の事業主負担金
(8) 退 職 給 与 引 当 金	3,000	2,800	200	
3. 予 備 費	34,283	26,600	7,683	

# 資 料

## 平成2年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る 就職協定期日等について

平成3年3月卒業予定者に係る就職協定期日について、平成2年4月20日開催された就職協定協議会において別紙1のとおり決定された。

また、業界研究会の実施方法については、同協議会において別紙2のとおり決定されるとともに、求人求職事務については、大学及び高等専門学校関係団体で構成される就職問題懇談会（平成2年3月26日開催）において別紙3のとおり申し合わされた。

(別紙1)

### 平成2年度就職協定期日

平成2年4月20日  
就職協定協議会

8月20日 企業等の説明及び個別訪問開始

10月1日 採用内定開始

ただし、本協定によって、高校生の採用が不利にならないよう十分配慮すること。

(別紙2)

### 業界研究会の実施方法について

平成2年3月29日  
就職協定協議会特別委員会

業界研究会は、学生の適正な職業選択のために、各業界の情報を適切に提供することを目的とし、以下の方法により行う。

1. 実施期間は、平成2年6月1日～8月19日とする。ただし、7月の前期試験期間中は中止する。
2. 具体的実施方法
  - (1) 主催形態

- ① 業界研究会は、各業界団体または各企業の協力のもとに、大学が自主的に、当該大学の責任において行う。なお、複数大学が合同で行うこともできるが、一定範囲の地域に数大学が存在する地域では、複数大学が合同で行うよう努力する。
- ② 業界研究会を希望する業界団体・経済団体等が各大学に直接申し込んで開催することもできる。なお、各大学は、会場、日程等の都合がつく限り、極力、この要請に協力するよう努めるものとする。
- ③ 大学は、業界研究会に地方企業および中堅・中小企業が参加できるよう十分配慮する。

## (2) 講師派遣の依頼

- ① 業界研究会の講師派遣の依頼については、原則として、各業界団体を窓口とし、その派遣方法は、各業界団体の判断によるものとする。ただし、業界団体に属していない企業および業界団体がない場合はこの限りではないが、個別企業の採用につながる行為をしてはならない。
- ② 業界団体・企業は、大学の講師派遣依頼に対し、公正にかつ誠意をもって対応するが、つぎのような“やむをえない理由”がある場合は、断ることができる。
  - 1) 地理的および日程的に出席が不可能な場合
  - 2) 特定な業界・企業に過度に講師派遣の依頼が集中した場合
  - 3) その他、とくに業界または企業に講師を派遣しえない事情がある場合

## (3) 業界研究会の形式

- ① 業界研究会は、各業界の現状と展望等について、講演方式、パネル方式等により行う。
- ② 業界研究会は、業界または企業を異にする3名以上の講師が同席して行う。
- ③ 業界研究会は公開とし、他大学の学生の参加を認める。

## (4) 採用行為の禁止

- ① 学生の出席者名簿の収集および提出など採用につながることは一切しない。
- ② 募集要項の入ったパンフレットの配布等、採用につながる行為を禁止する。

## (5) 業界研究会の運営

大学の就職担当者は、業界研究会を責任をもって取り仕切る。

## (6) 事務局への報告

大学等は、業界研究会の実施内容（期日、場所、業界・企業名、講師名等）について、あらかじめ各大学の所属団体事務局および就職協定協議会事務局（就職問題懇談会事務局・日本経営者団体連盟雇用教育部）に必ず連絡する。

（備考）特別委員会が就職協定に悪い影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、業界研究会の中止を求めることができる。

## 3. 講師派遣依頼の締切日は、原則として、7月14日（土）とする。

以 上

(別紙3)

## 平成3年3月卒業予定者に係る企業と大学・ 高等専門学校との間の求人求職事務について

平成2年3月26日  
就職問題懇談会

### 1. 求人申込みの受理

求人票，求人要項，次の事項を記載した印刷物の受付けは，卒業前年の6月1日以降開始するものとする。

- ① 採用予定人員
- ② 採用予定者に係る初任給その他の労働条件
- ③ 選考期日，選考場所，選考方法，応募書類等の採用方法

### 2. 求人内容の提示

上記1の資料を学生に対して提示するのは，卒業前年の8月1日以降とする。

## 会議出席旅費基準の一部改正

平成2年3月16日  
理 事 会

会議出席旅費基準の一部を次のとおり改正する。

第2項中，「車賃として」を「定額」に，「3,000円を」「4,000円」に改める。

### 附則

この改正は，第118特別国会における国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正案の成立をまって，その施行日から適用する。

### (改正理由)

会議出席旅費は，「国家公務員等の旅費に関する法律」に定める交通費，日当及び宿泊料に相当する額を支給している。ただし，在京大学および東京近接大学については，同法律による交通費，日当の額等を勘案して一定の額を支給しているため，今回の同法律改正案の成立に伴いその額を改訂するとともに，文言を一部改めるものである。



# そ の 他

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
帯広畜産大学	鈴木 省三	坂村 貞雄
北見工業大学	林 正道	平林 真
岩手大学	高橋 八郎	船越 昭治
浜松医科大学	中井準之助	川島 吉良
豊橋技術科学大学	本多 波雄	佐々木慎一
島根医科大学	檜 学	平川 顯名
山口大学	粟屋 和彦	三分一政男
宮崎医科大学	岡本 直正	木下 和夫
琉球大学	東江 康治	砂川 恵伸

### ○ 委員の委嘱

(委員会)

入試改善特別委員会 末松 安晴(東京工業大学長)

### ○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
学術情報特別委員会	田中 郁三(東京工業大学長)	末松 安晴(東京工業大学長)
〃	本多 波雄(豊橋技術科学大学長)	角田 稔(電気通信大学長)
〃	沖原 豊(広島大学長)	三分一政男(山口大学長)
〃	渡辺綱市郎(千葉大学教授)	鈴木 邁(千葉大学情報処理センター長)
教員養成制度特別委員会	安永武一郎(福岡教育大学長)	田代 高英(福岡教育大学長)
〃	志賀 史光(大分大学長)	光永 公一(大分大学長)
〃	小松 教之(宮城教育大学教授)	横須賀 薫(宮城教育大学教授)
〃	小林 哲也(京都大学教授)	山田 昇(奈良女子大学教授)

○ 専門委員の委嘱

(委員会)

第1常置委員会	青柳 徹 (東京大学事務局長)
第1常置委員会	坂本 好夫 (神戸大学事務局長)
第3常置委員会	木村 孟 (東京工業大学教授)
学術情報特別委員会	浅野 次郎 (東京大学附属図書館事務部長)
大学院問題特別委員会	馬上 眞平 (岡山大学事務局長)

国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会 (大学の組織・制度 研究・教育体制)
  - 第2 " (学科課程・入学試験等)
  - 第3 " (学生の厚生補導)
  - 第4 " (教職員の待遇改善)
  - 第5 " (大学間の協力)
  - 第6 " (大学財政・学費)
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会
  - 大学院問題特別委員会
  - 学術情報特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
  - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会

## 編集後記

- \* 5月も終わって、間もなく梅雨入りを迎えようとしています。東京ではここ数日クーラーが欲しくなるほどの蒸し暑さに見舞われています。
- \* 恒例の春の総会を間近かに控え、事務局では今やその準備に追われているところです。
- \* 時勢で、事務局もとみに“OA化”され、連日、各大学との連絡に、また、諸々の資料づくりに威力を発揮しています。
- \* 本号の巻頭エッセイには、久佐山形大学長の「国大協と私」をご寄稿いただきました。教養課程特別委員会委員長として、大学における一般教育の重要性についてご自論を力説されています。
- \* 今回は、各委員会議事要録のほか、国大協の「学長の国際交流」事業として、昨秋わが国にお招きしたポーランド国大学長団の滞日記録等の報告を掲載いたしました。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成2年6月8日 印刷 (非売品)  
平成2年6月11日 発行

# 会 報 第128号

(第40巻第2号 通巻第128号)

編集兼 平 間 巖  
発行者

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社